

新庄市子ども・子育て支援

事業計画



子どもは未来の宝もの
みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子

平成 27 年 3 月

新庄市



新庄市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月

発行
編集

山形県新庄市
子育て推進課

〒996-8501

新庄市沖の町10番37号

電話 (0233) 22-2111

FAX (0233) 23-2469

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 新庄市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第 2 章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移	3
2 出生の動向	8
3 世帯あたり児童の推移	9
4 婚姻・離婚の動向	9
5 就労の状況	10
6 子育て支援の現状	14
7 ニーズ調査結果から見る現状	24
8 新庄市の課題	28

第 3 章 新庄市子ども・子育て支援事業計画の理念と目標

1 基本理念	29
2 基本的視点	29
3 基本目標	30

第 2 部 各論

第 1 章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方	32
2 区域設定	32

第 2 章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込み	33
2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	34

第 3 章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	35
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	35

第4章 基本目標に係る施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- (1) 幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等それぞれの役割 47
- (2) 認定こども園や地域型保育事業等への移行に必要な支援 48
- (3) 質の高い教育・保育のための合同研修の実施 48
- (4) 安全・安心な施設運営の推進 48
- (5) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進 48
- (6) 教育・保育の広域利用に係る連携強化 48

基本目標2 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

- (1) 安心して産み育てられる環境の整備 50
- (2) 母子保健の推進 50
- (3) 育児支援の充実(手当・医療費助成等) 51

基本目標3 児童虐待防止対策の強化や障がい児等支援の充実

- (1) 児童虐待防止対策の強化 53
- (2) 家庭児童相談事業の充実 53
- (3) 障がい児等支援の充実 54
- (4) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進 55

基本目標4 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

- (1) 交通安全対策の推進 56
- (2) 安心して外出できる環境の整備 56
- (3) 地域における子育て支援サービスの充実 56
- (4) 安心して利用できる遊び場の整備 57
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 57
- (6) 地域交流事業の推進 57

基本目標5 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- (1) 多様な働き方に応じた保育サービスの充実 58
- (2) 育児休業制度などの雇用環境の整備 58
- (3) 男女共同による子育て意識の啓発 58

放課後子ども総合プラン新庄市行動計画 59

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 61
- 2 計画の進行管理 61
- 3 子ども・子育て会議 61

資料集 62

第1部 総論

第1章 新庄市子ども・子育て支援事業計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年における急速な少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や日本の経済社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような社会情勢のなか、国ではこの少子化傾向に対応するため、従来の少子化対策に加え、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」^{※1}を制定し、全市町村・全都道府県・事業主等に、国の示した策定指針に基づく「行動計画」の策定を義務付けました。これを受け本市では、平成17年3月に「新庄市次世代育成支援対策行動計画」^{※2}（前期計画）を、引き続き平成23年3月には（後期計画）を策定しました。行動計画では、「子どもの笑顔が未来をつくる めごめごの心で育てようみんなで いのち輝く新庄っ子」を基本理念に、7つの基本目標を立て、次世代育成に関わる総合的な施策の推進に向けての取り組みを実行してきました。

その間、次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、「仕事と生活の調和」「社会全体による支援」などの新しい視点が加わることになりましたが、少子化は依然として進行しております。また、子ども・子育て支援の質・量ともに不足していることや子育ての孤立感と負担感が増加していること、待機児童問題等もあることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」^{※3}が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づいた「子ども・子育て支援新制度」^{※4}がいよいよ平成27年度から始まります。新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、新庄市においても、これまでの取り組みの成果を引き継ぎながら、新たな計画「新庄市子ども・子育て支援事業計画」^{※5}を策定いたします。

【用語の解説】

- ※1 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ・育成される環境の整備を行うための法律。
国・地方自治体・事業主に対して「従業員が仕事と子育てを両立できるような雇用環境を整備する」ことを努力義務としている。
- ※2 上記※1の法律において、具体的な計画（市町村行動計画）を立てることとしている。
- ※3 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律。
「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律」
- ※4 子ども・子育て関連3法に基づいた、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした制度。
- ※5 「子ども・子育て支援法」において、地域の実情にあった「市町村子ども・子育て支援事業計画」を立てることとしている。

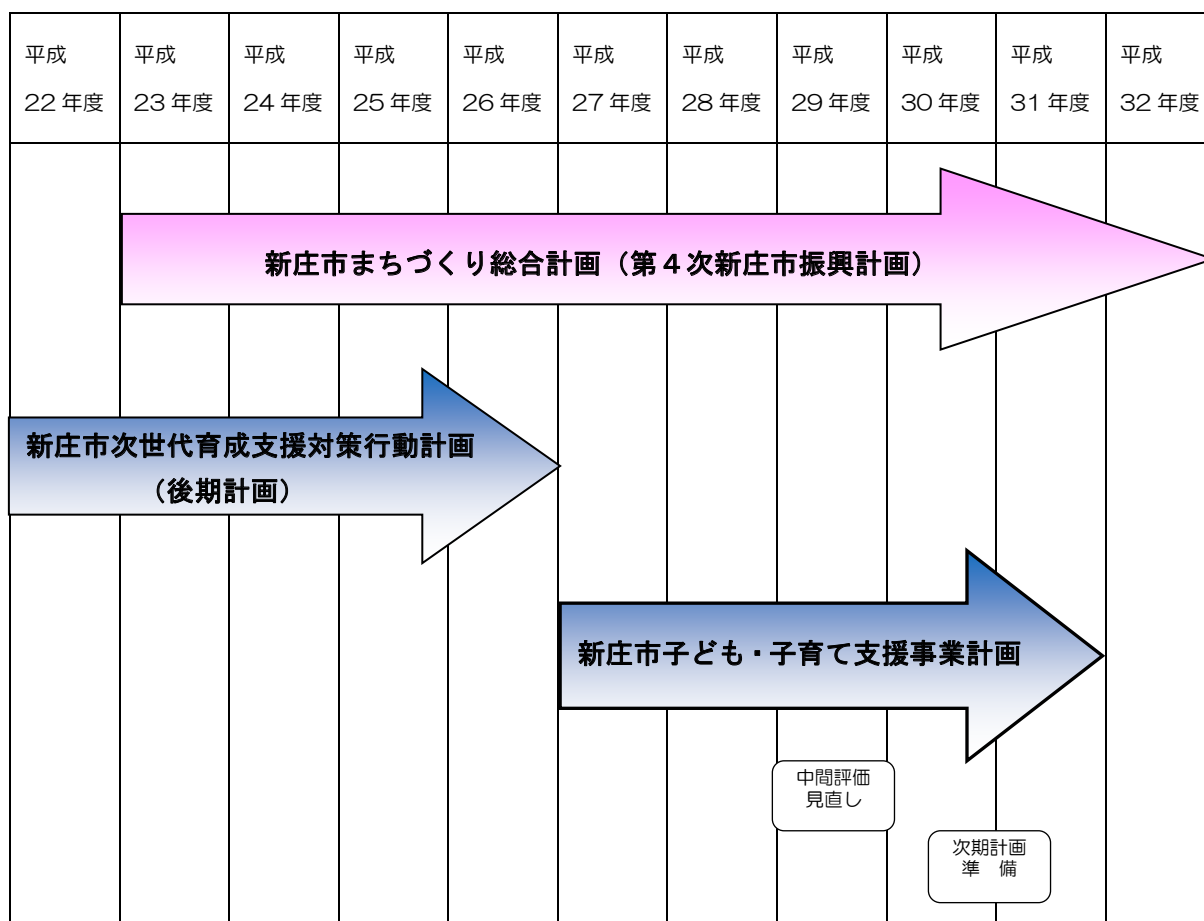
2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」※⁶ 第61条に基づき、すべての子育て世帯を対象として、これまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画（第4次新庄市振興計画）」※⁷を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定め策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とし、平成29年度までの3年間で地域における課題解決のための方策を講じ、平成29年度中に事業計画の中間評価・見直しを行います。また、平成30年度からの2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

図表 計画の期間



【用語の解説】

- ※6 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。
- ※7 本市の行政運営の総合的な指針となる計画。計画期間は平成23年4月から平成33年3月までの10年間。まちづくりの基本的な方向を定めた「基本構想」、基本的な施策を体系別に示した「基本計画」、具体的な事務事業を示した「実施計画」の3つから成り立っている。

第2章 新庄市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯数の推移

①人口

平成2年から平成25年までの人口の推移をみると、減少傾向が続いています。この間において、男性が約14.0%（2,898人）、女性が11.6%（2,590人）、総数で12.7%（5,488人）減少しています。

②世帯及び世帯人員

平成25年の世帯総数は、12,990世帯で平成2年から比べ、813世帯の増加となっています。また世帯人員については、平成25年で、2.90人となり、平成2年から0.64人の減少となっています。

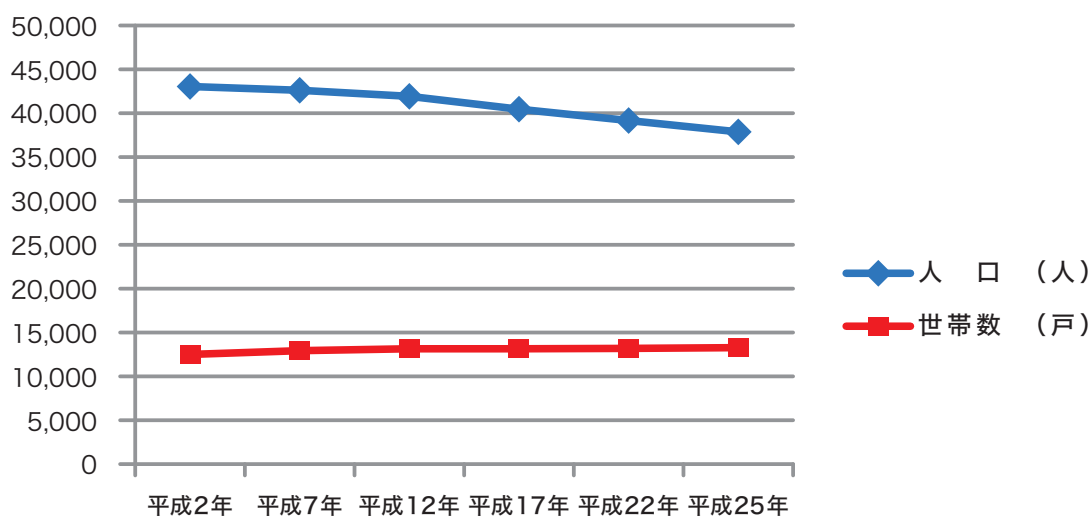
（単位：人、世帯）

調査年\種別	世帯数	人 口			世帯人員 (人/世帯)	対前調査年増減数	
		総数	男	女		世帯	人口
平成 2	12,177	43,125	20,742	22,383	3.54	509	92
平成 7	12,650	42,896	20,698	22,198	3.39	473	△229
平成12	13,042	42,151	20,226	21,925	3.23	392	△745
平成17	12,913	40,717	19,434	21,283	3.15	△129	△1,434
平成22	12,958	38,850	18,432	20,418	3.00	45	△1,867
平成25	12,990	37,637	17,844	19,793	2.90	32	△1,213

（各年10月1日現在）

資料：国勢調査・山形県社会的移動人口調査

人口・世帯数の推移



③世帯構成

平成2年からの推移をみると、三世帯世帯の減少が著しく、単独世帯とひとり親世帯の増加が目立ち、近年の核家族化を示しています。

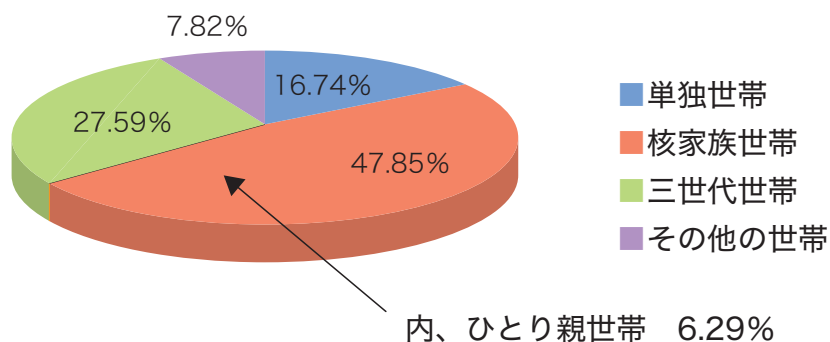
(単位：世帯、%)

調査年\種別	単独世帯		核家族世帯				三世帯世帯		その他の親族世帯等	
	世帯数	構成率	世帯数	構成率	内、ひとり親世帯	構成率	世帯数	構成率	世帯数	構成率
平成 2	2,039	16.74	5,827	47.85	766	6.29	3,359	27.59	952	7.82
平成 7	2,428	19.20	5,865	46.36	796	6.29	3,303	26.11	1,054	8.33
平成12	2,691	20.63	6,098	46.76	920	7.05	3,000	23.00	1,253	9.61
平成17	2,790	21.61	6,053	46.87	1,008	7.81	3,204	24.81	866	6.71
平成22	3,081	23.78	6,143	47.41	1,194	9.21	2,823	21.78	911	7.03

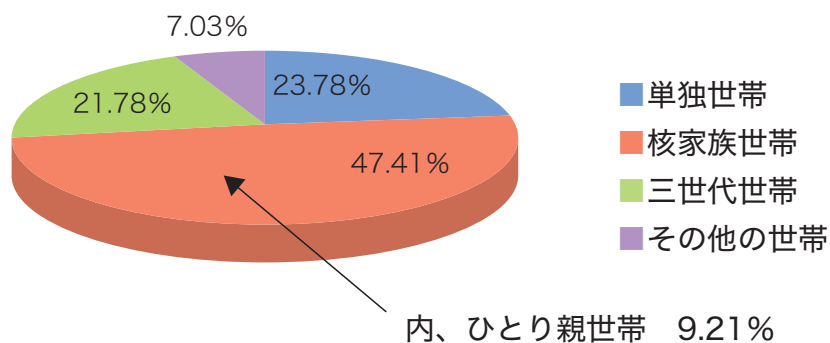
(注) 構成率は前項に記載の世帯総数に対する数値を示す

資料：国勢調査

平成 2 年 世帯構成



平成 22 年 世帯構成



④年齢区分別人口

平成2年からの推移において、総人口に占める割合をみると、平成25年で老年人口は13.5%の増になり、生産年齢人口は7.5%の減、年少人口は、6.2%の減と少子高齢化が進んでいます。

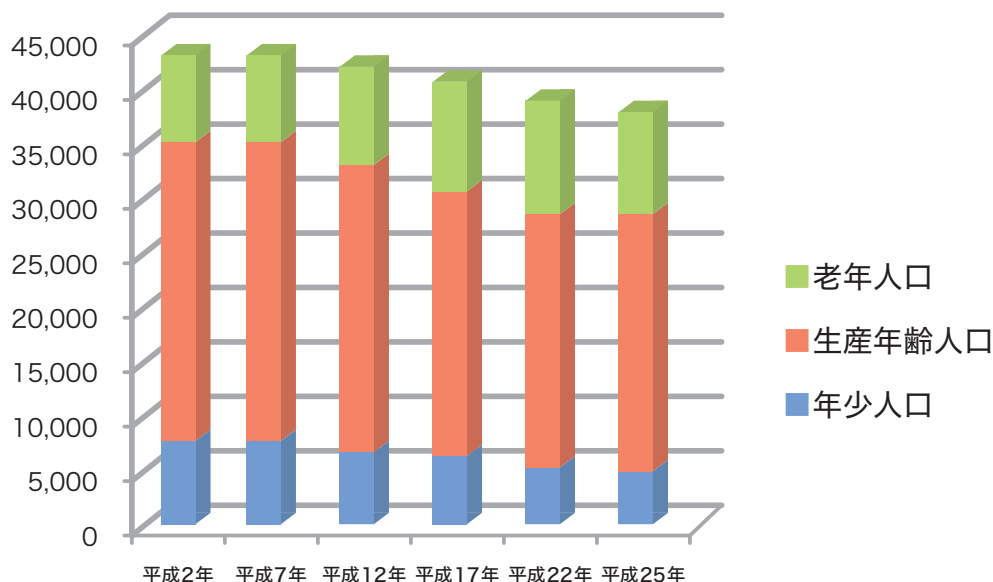
(単位：人、%)

調査年\種別	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳以上	
		人口	構成率	人口	構成率	人口	構成率
平成2	43,125	8,423	19.5	28,507	66.1	6,195	14.4
平成7	42,896	7,494	17.5	27,608	64.3	7,794	18.2
平成12	42,151	6,808	16.2	26,263	62.3	9,080	21.5
平成17	40,717	6,120	15.0	24,694	60.6	9,892	24.3
平成22	38,850	5,404	13.9	23,020	59.3	10,332	26.6
平成25	37,637	5,011	13.3	22,037	58.6	10,495	27.9

(注) H17. H22. H25年の総人口には不詳を含む(各年10月1日現在)

資料：国勢調査、住民基本台帳

年齢区分別人口



⑤乳幼児人口（0歳～5歳児）

本市の乳幼児人口は減少の傾向が続き、平成2年から平成25年までの23年間で、人数で1,294名、率で42.3%減少しています。

（単位：人）

調査年\種別	0～5歳人口（乳幼児）		
	総数	男	女
平成2	3,059	1,503	1,556
平成7	2,698	1,348	1,350
平成12	2,529	1,302	1,227
平成17	2,312	1,172	1,140
平成18	2,295	1,169	1,126
平成19	2,181	1,128	1,053
平成20	2,113	1,080	1,033
平成21	2,031	1,058	973
平成22	1,903	999	904
平成23	1,865	971	894
平成24	1,809	906	903
平成25	1,765	900	865

資料：住民基本台帳

⑥児童人口

小学生及び未就学児童（0歳から11歳まで）の人口、および児童福祉法の定義による児童（0歳から17歳まで）の人口、ともに減少が顕著となっています。

（単位：人）

調査年\種別	0～11歳児童人口 （小学生以下）			0～17歳児童人口 （児童福祉法の定義による児童）		
	総数	男	女	総数	男	女
平成2	6,533	3,276	3,257	10,407	5,298	5,109
平成7	5,804	2,913	2,891	9,347	4,734	4,613
平成12	5,272	2,672	2,600	8,349	4,217	4,132
平成17	4,840	2,478	2,362	7,604	3,842	3,762
平成18	4,789	2,468	2,321	7,458	3,768	3,690
平成19	4,621	2,375	2,246	7,244	3,673	3,571
平成20	4,532	2,316	2,216	7,103	3,584	3,519
平成21	4,441	2,275	2,166	6,986	3,567	3,419
平成22	4,347	2,236	2,111	6,818	3,492	3,326
平成23	4,092	2,068	2,024	6,498	3,311	3,187
平成24	3,904	1,987	1,917	6,297	3,221	3,076
平成25	3,890	1,978	1,912	6,301	3,211	3,090

資料：住民基本台帳

⑦保育所・幼稚園等児童数

ここ数年、認可外保育施設入所児童数は増加傾向を示し、幼稚園入園児童数は減少傾向を示しています。

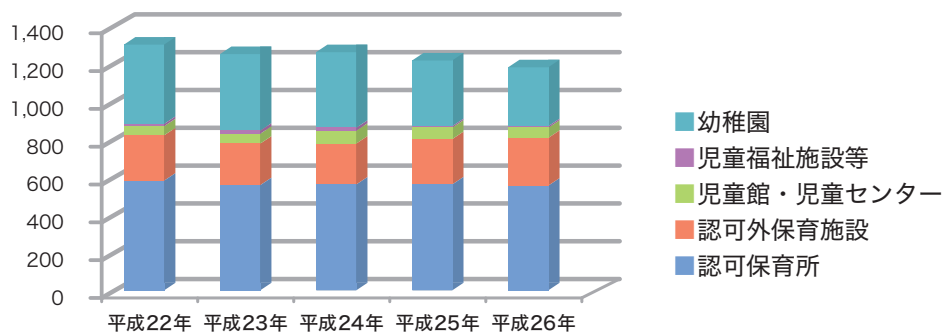
(単位：人)

調査年\施設	認可保育所	認可外保育施設	児童館・児童センター	児童福祉施設等	幼稚園	合計
平成 22	580	236	45	14	419	1,294
平成 23	559	211	53	14	405	1,242
平成 24	562	212	65	16	392	1,247
平成 25	560	237	57	13	340	1,207
平成 26	558	242	53	12	304	1,169

(各年 4 月 1 日現在)

資料：子育て推進課調べ

保育所・幼稚園等児童数の推移



⑧小学校学年別児童数一覧

平成2年の国調時、小学校児童数は、約3,500人でしたが、今では約2,000人となっており、各学年合計の数値でも少子化傾向を示しています。

(平成26年5月1日現在、単位：人)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
新庄小学校	70	78	62	86	82	92	470
沼田小学校	55	68	59	54	73	51	360
日新小学校	110	101	117	110	115	131	684
北辰小学校	18	25	17	26	15	21	122
萩野小学校	13	11	7	12	12	13	68
泉田小学校	28	27	35	39	28	40	197
昭和小学校	2	1	6	2	2	4	17
本合海小学校	9	8	4	8	14	12	55
升形小学校	11	6	4	7	10	5	43
県立新庄養護学校(小学部)	3	1	2	2	6	1	15
合計	319	326	313	346	357	370	2,031

※萩野・泉田・昭和小学校については、平成27年度より萩野小学校に統合。

資料：学校教育課調べ

2 出生の動向

①出生数及び出生率

昭和50年以降、減少傾向で、特にここ10年の少子化は顕著となっています。

種別\調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
出生数 (人)	474	437	458	347	298	303	267	266
人口千人当たりの 出生率 (パーミル)	10.99	10.19	10.87	8.52	7.61	7.80	6.94	7.00

資料：保健福祉統計年報

②母親の年齢別出生率

20歳代前半の母親の出生率は全般的に低下傾向を示し、30歳代後半からの母親については、幾分高くなる傾向を示しています。

(単位：出生率は人口千対で表示、出生数は人)

母親の年齢\調査年 (総人口)	平成 2 (43,125)	平成 7 (42,896)	平成 12 (42,151)	平成 17 (40,717)	平成 21 (39,142)	平成 22 (38,850)	平成 23 (38,462)	平成 24 (37,989)
15歳～19歳	0.07	0.12	0.28	0.15	0.13	0.18	0.10	0.13
出生数	3	5	12	6	5	7	4	5
20歳～24歳	1.72	1.70	1.87	1.47	0.82	1.11	0.88	1.00
出生数	74	73	79	60	32	43	34	38
25歳～29歳	5.19	4.13	4.70	3.14	2.78	2.52	2.50	2.45
出生数	224	177	198	128	109	98	96	93
30歳～34歳	3.31	3.10	3.23	2.50	2.71	2.86	2.10	2.13
出生数	143	133	136	102	106	111	81	81
35歳～39歳	0.63	1.02	0.74	1.11	1.02	0.90	1.20	1.16
出生数	27	44	31	45	40	35	46	44
40歳～44歳	0.05	0.12	0.05	0.15	0.15	0.23	0.16	0.13
出生数	2	5	2	6	6	9	6	5
45歳～49歳	0.02	—	—	—	—	—	—	—
出生数	1	—	—	—	—	—	—	—
合 計	10.99	10.19	10.87	8.52	7.61	7.80	6.94	7.00
出生数	474	437	458	347	298	303	267	266

資料：保健福祉統計年報

3 世帯あたり児童の推移

①世帯あたり児童（18歳未満）数

平成2年から平成24年までの推移は、総数において39.5%の減、世帯あたり児童数でも際立った減少を示しています。

児童数\調査年 (総世帯数)	平成2 (12,177)	平成7 (12,650)	平成12 (13,042)	平成17 (12,950)	平成21 (13,480)	平成22 (13,489)	平成23 (13,474)	平成24 (13,744)
世帯あたり児童数 (18歳未満)	人 0.85	人 0.73	人 0.64	人 0.59	人 0.52	人 0.51	人 0.48	人 0.46
児童総数 (18歳未満)	人 10,407	人 9,347	人 8,349	人 7,604	人 6,986	人 6,818	人 6,498	人 6,297

資料：国勢調査、住民基本台帳

4 婚姻・離婚の動向

①婚姻数・平均初婚年齢

本市における婚姻数は、平成2年と比較して、100件以上減少しています。妻の平均初婚年齢は緩やかに高くなっている傾向を示しています。

(単位：件)

種別\調査年	平成2	平成7	平成12	平成17	平成21	平成22	平成23	平成24
婚姻数	251	203	242	217	164	159	143	144
平均初婚年齢								
①初婚の夫	28.4歳	28.7歳	28.1歳	30.2歳	29.5歳	29.4歳	29.8歳	29.6歳
②初婚の妻	25.9歳	25.9歳	26.2歳	27.6歳	27.5歳	27.8歳	27.6歳	28.1歳

資料：保健福祉統計

②離婚数

本市における離婚数は、平成12年以降、多くなってきています。

(単位：件)

種別\調査年	平成2	平成7	平成12	平成17	平成21	平成22	平成23	平成24
離婚数	31	48	86	84	72	78	82	72

資料：保健福祉統計

【参考】母子家庭、父子家庭の世帯数(平成22年調査 10月1日現在)

(単位：世帯、%)

	母子世帯 A	父子世帯 B	合計 C	20歳未満世帯員 のいる世帯 D	Dに占める割合 C/D
新庄市	410	97	507	4,042	12.5%
郡内7町村	303	131	434	4,034	10.8%
山形県全体	9,468	2,399	11,867	118,291	10.0%

資料：国勢調査

5 就労の状況

①労働力（15歳以上）人口・男女別就業者数

就業者に関しては、景気など経済状況に左右されるところが大きく、男女ともに減少傾向を示し、非就業者数（失業者を含む）が年々増加しています。

平成2年からの20年間で、男性の就業者数は約20%減少していますが、女性の就業者数については、約8%の減少に留まっています。

(単位：人、%)

種別 \ 調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	
総 数	22,063	22,297	22,016	20,982	19,756	
		※ (234) [101.1]	※ (△47) [99.8]	※ (△1,081) [95.1]	※ (△2,307) [89.5]	
就業者	計	21,587	21,562	21,196	19,778	18,404
			※ (△25) [99.9]	※ (△391) [98.2]	※ (△1,809) [91.6]	※ (△3,183) [85.3]
	男	12,405	12,537	12,091	11,006	9,977
			※ (132) [101.1]	※ (△314) [97.5]	※ (△1,399) [88.7]	※ (△2,428) [80.4]
	女	9,182	9,025	9,105	8,772	8,427
			※ (△157) [98.3]	※ (△77) [99.2]	※ (△410) [95.5]	※ (△755) [91.8]
非 就業者	計	476	735	820	1,204	1,352
			※ (259) [154.4]	※ (344) [172.3]	※ (728) [252.9]	※ (876) [284.0]
	男	344	483	503	798	941
			※ (139) [140.4]	※ (159) [146.2]	※ (454) [232.0]	※ (597) [273.5]
	女	132	252	317	406	411
			※ (120) [190.9]	※ (185) [240.2]	※ (274) [307.6]	※ (279) [311.4]

資料：国勢調査

※（ ）内の数値は対平成2年比較増減数、[]内の数値は対平成2年比較率を示す

②産業別就業者数

近年の人口減少と高齢化により、就業者総数については年々減少し、平成22年では、平成2年から比べると、人数で約3,183人、率で14.7%減少しています。

産業別にみると、第一次産業45.4%、第二次産業26.3%、第三次産業1.2%とそれぞれ減少していますが、第三次産業の女性就業者だけ増加しています。

(単位：人)

種別 \ 調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
第一次産業就業者 総数	3,277	2,447	1,970	1,971	1,790
男	2,100	1,611	1,246	1,240	1,150
女	1,177	836	724	731	640
第二次産業就業者 総数	6,643	6,804	6,983	5,733	4,895
男	3,851	4,270	4,576	3,773	3,221
女	2,792	2,534	2,407	1,960	1,674
第三次産業就業者 総数	11,652	12,270	12,211	11,934	11,509
男	6,448	6,637	6,250	5,915	5,510
女	5,204	5,633	5,961	6,019	5,999
分類不能産業就業者 総数	15	41	32	140	210
男	6	19	19	78	96
女	9	22	13	62	114
計 就業者総数	21,587	21,562	21,196	19,778	18,404
男	12,405	12,537	12,091	11,006	9,977
女	9,182	9,025	9,105	8,772	8,427

資料：国勢調査

③就業形態別就業者数（15歳以上）

すべての産業において、自営業主、家族従業者が目立って減少しています。雇用されている者においては、第二次産業では減少していますが、第一次、第三次産業では増加しています。すべての産業で近年の担い手不足の傾向を示しています。

（単位：人）

種別 \ 調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
第一次産業就業者 総数	3,277	2,447	1,970	1,971	1,790
雇用されている者	156	85	139	163	276
自営業主	1,645	1,301	1,059	985	859
家族従業者	1,472	1,059	771	823	655
不詳	4	2	1	—	—
第二次産業就業者 総数	6,643	6,804	6,983	5,733	4,895
雇用されている者	5,363	5,511	6,101	5,134	4,101
自営業主	1,068	1,072	653	435	658
家族従業者	209	221	229	164	136
不詳	3	—	—	—	—
第三次産業就業者 総数	11,652	12,270	12,211	11,934	11,509
雇用されている者	8,608	9,368	10,029	9,920	9,278
自営業主	2,057	2,008	1,432	1,344	1,716
家族従業者	987	892	750	670	513
不詳	—	2	—	—	2
分類不能産業就業者 総数	15	41	32	140	210
雇用されている者	5	29	26	119	90
自営業主	7	6	3	14	29
家族従業者	1	2	2	5	2
不詳	2	4	1	2	89
計 就業者総数	21,587	21,562	21,196	19,778	18,404
雇用されている者	14,132	14,993	16,295	15,336	13,745
自営業主	4,777	4,387	3,147	2,778	3,262
家族従業者	2,669	2,174	1,752	1,662	1,306
不詳	9	8	2	2	91

資料：国勢調査

④夫婦における就業状況

本市、全国ともに、年々共働率が下がっていますが、依然として、全国の共働率より10ポイント程高い値を示しています。

(単位：世帯、%)

種別 \ 調査年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
夫婦のいる一般世帯 A	9,121	9,144 (23)	9,102 (△42)	8,764 (△338)	8,286 (△478)
夫・妻とも就業している世帯 B	5,756	5,464 (△292)	5,362 (△102)	4,962 (△400)	4,587 (△375)
内、夫・妻ともに雇用 されている者の世帯	3,233	3,474 (241)	3,655 (181)	3,441 (△214)	3,344 (△97)
共働率 (B/A × 100)	63.1	59.8	58.9	56.6	55.4
共働率 (全国)	48.1	47.0	44.9	44.4	43.5

※ () 内の数値は対前調査年増減数を示す

資料：国勢調査

⑤女性の就業状況

40歳代までの女性の就業者数が減少傾向にあり、50歳以上の女性の就業者数が増加傾向を示しています。この数値については、近年の人口減少と高齢化を反映した結果といえます。

(単位：人)

種別 \ 調査年	平成 2		平成 7		平成 12		平成 17		平成 22	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
15歳～19歳	178	1.9%	127	1.4%	135	1.5%	100	1.1%	86	1.0%
20歳～24歳	855	9.3%	885	9.8%	698	7.7%	609	6.9%	525	6.2%
25歳～29歳	1,046	11.4%	875	9.7%	1,015	11.1%	862	9.8%	686	8.1%
30歳～34歳	1,121	12.2%	997	11.0%	876	9.6%	989	11.3%	920	10.9%
35歳～39歳	1,288	14.0%	1,131	12.5%	1,044	11.5%	877	10.0%	949	11.3%
40歳～44歳	1,323	14.4%	1,317	14.6%	1,187	13.0%	1,058	12.1%	911	10.8%
45歳～49歳	1,038	11.3%	1,239	13.7%	1,280	14.1%	1,148	13.1%	1,026	12.2%
50歳～54歳	919	10.0%	885	9.8%	1,119	12.3%	1,117	12.7%	1,079	12.8%
55歳～59歳	707	7.7%	677	7.5%	718	7.9%	903	10.3%	965	11.5%
60歳～64歳	377	4.1%	474	5.3%	478	5.2%	475	5.4%	641	7.6%
65歳～69歳	205	2.2%	229	2.5%	297	3.3%	317	3.6%	309	3.7%
70歳～74歳	78	0.8%	128	1.4%	154	1.7%	192	2.2%	180	2.1%
75歳～79歳	34	0.4%	47	0.5%	76	0.8%	76	0.9%	96	1.1%
80歳～84歳	10	0.1%	11	0.1%	25	0.3%	43	0.5%	36	0.4%
85歳以上	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%	6	0.1%	18	0.2%
計	9,182	100.0%	9,025	100.0%	9,105	100.0%	8,772	100.0%	8,427	100.0%

資料：国勢調査

6 子育て支援の現状

①保育所

保育所は、児童福祉法第39条第1項の規程に基づき、保護者の労働、疾病等の理由により、家庭における乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育を実施することを目的として設置された児童福祉施設です。

本市では、平成16年度に初めて民間立の保育所が設置され、その後平成22年度に市立保育所の一つが民営化され民間立保育所となりました。

入所率については、保育需要の増加により平成15年度をピークに100%を越えましたが、平成17年度から平成21年度までは、民間立保育所が100%以上になるものの、平成22年度以降は、民間立・公立保育所とも90%台となっています。これは全体的な乳幼児人口の減少によるものです。保育需要を年齢別にみると、3歳以上児の入所者が減少しているのに対し、3歳未満児が増加していることから、保育所における3歳未満児の保育需要が増加してきていることがわかります。

保育所（平成26年度）

公立保育所		民間立保育所	
新庄市立中部保育所（大手町）	【定員 150】	パリス保育園（金沢）	【定員 120】
新庄市立南部保育所（下金沢町）	【定員 135】	新庄保育園（桧町）	【定員 110】
新庄市立泉田保育所（泉田）	【定員 80】		

保育所における入所状況

（単位：箇所、人、％）

種別 \ 年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市立	施設数	5	4	4	3	3	3
	定員	510	400	400	365	365	365
	児童数	457	362	350	339	343	339
	入所率（％）	89.6	90.5	87.5	92.9	94.0	92.9
民間立	施設数	1	2	2	2	2	2
	定員	120	230	230	230	230	230
	児童数	133	218	209	223	217	219
	入所率（％）	110.8	94.8	90.9	97.0	94.3	95.2
計	施設数	6	6	6	5	5	5
	定員	630	630	630	595	595	595
	児童数	590	580	559	562	560	558
	入所率（％）	93.7	92.1	88.7	94.5	94.1	93.8

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

年齢区分別の入所状況

(単位：人)

調査年\種別	定 員			入 所 人 員		
	3 歳以上	3 歳未満	計	3 歳以上	3 歳未満	計
平成 21	501	129	630	463	127	590
平成 22	501	129	630	432	148	580
平成 23	483	147	630	412	147	559
平成 24	427	168	595	416	146	562
平成 25	430	165	595	410	150	560
平成 26	404	191	595	396	162	558

(各年度 4 月 1 日現在)

資料：子育て推進課調べ

②延長保育

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに市立保育所では3時間20分、民間立保育所では3時間45分～4時間枠で延長保育を実施しています。

保育時間の設定区分（平成26年度）

区 分	開設時間帯	実施施設数	
		市 立	民間立
延長保育	午前7時15分～午前8時30分	—	1
	午前7時30分～午前8時30分	3	1
基本保育	午前8時30分～午後4時30分	3	2
延長保育	午後4時30分～午後6時50分	3	—
	午後4時30分～午後7時15分	—	1
	午後4時30分～午後7時30分	—	1

資料：子育て推進課調べ

③一時保育

保育所に通年入所している児童以外の児童を一時的に保育する制度を民間立保育所2箇所で開催しています。保護者の仕事上の都合や通院、リフレッシュなどの理由で利用されている方が多い状況となっています。また、集団に入る前のならし保育としての利用もあり、多様なニーズに対して積極的な受け入れを行っています。

- 利用要件
- 保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など
 - 保護者の不定期就労、職業訓練受講など
 - 保護者のリフレッシュ、買い物など

対象児童 生後8か月から就学前まで

利用期間 週3回または月12回以内

利用日 パリス保育園 月～金曜日 午前8時30分から午後7時まで

新庄保育園 月～土曜日 午前8時30分から午後7時まで

④児童館・児童センター

児童館・児童センターは、児童福祉法第40条の規定による児童福祉施設として設置するもので、地域における児童の健全育成・体力の向上・規律ある生活態度の養成等の場として寄与することを目的としています。本市では、この目的の達成に向けて、児童の集団保育・児童館の開放・地域組織活動の支援を実施しています。

児童館・児童センター（平成26年度）

升形児童館（升形）	【定員 40】	本合海児童センター（本合海）	【定員 50】
萩野児童センター（萩野）	【定員 50】		

児童館・児童センターにおける集団保育対応状況

（単位：箇所、人）

種別 \ 年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
児童 センター	施設数	2	2	2	2	2	2
	定員	100	100	100	100	100	100
	集団保育対応 児童数	41	37	41	50	40	39
児童館	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	40	40	40	40	40	40
	集団保育対応 児童数	14	8	12	15	17	14
計	施設数	3	3	3	3	3	3
	定員	140	140	140	140	140	140
	集団保育対応 児童数	55	45	53	65	57	53

（各年度4月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

⑤幼稚園

本市では公立の幼稚園はありません。私立幼稚園が平成26年度において5園あり、園児数は定員650人に対して304人の入園となっています。幼稚園の入園児数は、保護者の就業状況の変化もあり年々減少の傾向を示しています。

幼稚園（平成26年度）

金沢幼稚園（上金沢町）	【定員 180】	新庄聖マルコ幼稚園（城南町）	【定員 140】
大手幼稚園（大手町）	【定員 70】	向陽幼稚園（十日町）	【定員 160】
新庄幼稚園（北町）	【定員 100】		

資料：学校教育課調べ

入園状況

(単位：箇所、人)

種別 \ 年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
私立	園数	5	5	5	5	5	5
	定員数	650	650	650	650	650	650
	園児数	433	420	405	394	340	304

(各年度4月1日現在)

資料：学校教育課調べ

一時預かり事業実施状況（平成25年度）

実施項目	実施内容	実施施設数
早朝預かり保育	午前7時30分から保育時間開始時刻までの預かり保育	2
預かり保育	保育時間終了後から2時間以上の預かり保育	4
長期休業日保育	長期休業日で10日以上の子預かり保育	5

資料：子育て推進課調べ

⑥認可外保育施設

市内の認可外保育施設は26年4月1日現在9箇所あり、保護者の申し込みにより保護者のニーズに合った様々な保育を実施しています。本市では入所児童の健全育成を支援するため、補助要件に適合する施設に対して施設運営費等に係わる補助を行っています。また、認可外保育施設を対象とした独自の認証制度を設け、市認証保育所（7箇所）として当該施設における保育業務の充実に向けて配慮を行っています。

認可外保育施設（平成26年度）

市 認 証 保 育 所	新庄ベビーホーム（上金沢町）	【定員 30】	なかよしこども園（大手町）	【定員 40】
	はぐくみ保育園（十日町）	【定員 60】	ひまわり保育園（金沢）	【定員 35】
	にこにこベビーホーム（城南町）	【定員 45】	オープンハウスこんべいとう（住吉町）	【定員 25】
	にこにこ東園（金沢）	【定員 45】		
	ピノキオ保育園（鳥越）	【定員 35】	託児ルームHUG（本町）	【定員 20】

入所状況

(単位：箇所、人)

施設等 \ 年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設数	10	10	8	8	9	9
入所児童数	204	236	211	212	237	242

(各年度4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

認可外保育施設保育時間の設定区分（平成26年度）

区 分	開設時間帯	実施施設数
延長保育	午前6時30分～午前8時30分	1
	午前7時00分～午前8時30分	2
	午前7時30分～午前8時30分	4
	午前7時40分～午前8時30分	1
	午前8時00分～午前8時30分	1
基本保育	午前8時30分～午後4時30分	9
延長保育	午後4時30分～午後6時30分	1
	午後4時30分～午後7時00分	4
	午後4時30分～午後7時10分	2
	午後4時30分～午後7時30分	1
	午後4時30分～午後7時50分	1

資料：子育て推進課調べ

⑦学童保育

核家族化や女性の就労増加による昼間の留守家庭が増えつつあるなかで、これらの児童の事故の抑制と防止、児童の健全育成を図るとともに保護者が安心して仕事に従事できるよう、小学校の放課後及び閉校日時等における低学年児童の保育を行う公立の学童保育所を3箇所設置しています。（運営は社会福祉協議会に委託）

また、幼稚園や認可外保育施設が運営する民間立の学童保育所（放課後児童クラブ）があり保護者のニーズに沿った運営が実施されています。

入所状況

（単位：人）

施設 \ 年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
公 立	日新放課後児童クラブ（松本）【定員 60】 （旧日新学童保育所）	53	69	64	49	41	57
	中央学童保育所（堀端町）【定員 60】	71	63	59	55	49	45
	北辰学童保育所（十日町）【定員 25】	11	22	31	29	28	28
民 間 立	金沢学童クラブ（上金沢町）	47	42	43	42	42	43
	なかよし放課後学童クラブ（大手町）	14	20	35	41	44	45
	はぐくみキッズ放課後クラブ（十日町）	7	15	19	24	26	33
	にこにこ城南放課後児童クラブ（城南町）	21	17	16	16	15	19
	マルコアフタースクール（城南町）	10	7	6	5	4	3
	大手幼稚園学童クラブ（大手町）	5	9	8	8	9	—
	ひまわり放課後児童クラブ（金沢）	—	—	—	—	10	13
合 計		239	264	281	269	268	286

（各年度5月1日現在）

資料：子育て推進課調べ

※平成27年度より萩野小学校区の児童を対象に公立の学童保育所1箇所設置予定。

⑧地域子育て支援センター

核家族化、都市化、女性の社会進出等により家庭を取り巻く環境が大きく変化してきた中、子育てに負担感や不安感を抱く家庭や、助言や支援を必要とする家庭が増加している状況に対応するため、平成12年5月に新庄市地域子育て支援センターが設置されました。専任の保育士が、育児の悩みなどについての相談に応じ、助言や指導を行う他、子育てサークルの支援と育成、保育に関する情報提供などの活動を行っています。平成16年4月に新設した民間立認可保育所と平成22年4月に民営化された民間立認可保育所にもそれぞれ子育て支援センターが開設され、入所前の年齢の親子の集いや交流の場を提供するとともに、相談対応活動等を行っています。

(平成26年度)

名 称	実施場所	開設日
新庄市地域子育て支援センター	こらっせ新庄（本町）わらすこ広場に併設	6日/週
パリス保育園子育て支援センター	パリス保育園内（金沢）	5日/週
新庄保育園子育て支援センター	新庄保育園内（桧町）	3日/週

⑨乳幼児健康診査

本市における乳幼児健康診査の受診状況は良好で、4か月児、1歳6か月児、3歳児のいずれの健康診査においても高い受診率で推移しています。

受診状況

(単位：人、%)

種別 \ 年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
4か月児 健康診査	対象児童	327	294	270	267	303
	受診児童	322	292	265	262	297
	受診率 (%)	98.5	99.3	98.1	98.1	98.0
1歳6か月児 健康診査	対象児童	346	319	315	283	258
	受診児童	340	316	310	277	252
	受診率 (%)	98.3	99.1	98.4	97.9	97.7
3歳児 健康診査	対象児童	347	338	320	299	298
	受診児童	338	333	307	294	292
	受診率 (%)	97.4	98.5	95.9	98.3	98.0

資料：健康課調べ

⑩家庭児童相談

家庭における養育問題、放任、過保護等に起因する情緒障がい、非行、不登校等が大きな社会問題となっていることから、家庭児童相談員を中心に県中央児童相談所等関係機関との連携のもと家庭児童相談を実施しています。

《福祉事務所家庭児童相談室年度別相談取り扱い件数》

(単位：人)

年度	養護	保健	障がい	非行	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ	その他	計
平成22年度	267	42	32	18	17	23	6	3	29	437
平成23年度	197	28	99	7	51	38	25	4	22	471
平成24年度	338	8	76	9	13	45	13	0	9	511
平成25年度	355	19	48	16	1	29	15	0	18	501

資料：子育て推進課調べ

⑪児童虐待にかかる相談

本市における児童虐待に関する相談は増加の傾向を示してはいませんが、全国的には事件に発展する児童虐待事例が増加しており、児童虐待の防止は、児童の基本的な人権と生活の安全を保障するため、関係機関と地域住民が連携し取り組むことが必要とされる重要な課題となっています。

児童虐待相談件数の推移

(単位：件)

種別 \ 年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新庄市	通告件数	8	11	10	9
	受付件数	5	3	0	3
山形県	通告件数	600	572	661	658
	受付件数	213	179	240	194

資料：子育て推進課調べ

⑫屋内型児童遊園「わらすこ広場」

0歳から小学校3年生くらいまでの児童の遊び場として、中心商店街のショッピングビルの中に、天候に関わらずに利用できる屋内型児童遊園施設「わらすこ広場」を設置しています。「わらすこ広場」は児童の保護者同士が情報交換などを行う交流の場としても利用され、ボランティアサークルの協力でイベントを実施しているほか、併設している「新庄市地域子育て支援センター」による「あそびの広場」も毎週開催しています。

利用状況

種別 \ 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者総数	52,232 人	52,722 人	48,073 人	43,333 人
内、市内利用者数	45,074 人	45,258 人	40,947 人	34,487 人
開所日数	311 日	312 日	311 日	311 日
日平均利用者数	168 人	170 人	155 人	139 人

資料：子育て推進課調べ

⑬児童手当等

I. 児童手当

家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、中学校修了までの児童を養育している者に支給しています。（所得制限あり）

◎児童手当額	3歳未満の児童	15,000 円（月額）
	3歳以上小学校終了前の児童【第 1、2 子】	10,000 円（月額）
	3歳以上小学校終了前の児童【第 3 子以降】	15,000 円（月額）
	中学生の児童	10,000 円（月額）

種別 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童数（延）	55,877 人	54,781 人	54,124 人
支給金額	694,156,000 円	605,355,000 円	596,650,000 円

※平成 23 年度は子ども手当

資料：子育て推進課調べ

II. 児童扶養手当

母子家庭等の一人親家庭（平成 22 年度より父子家庭にも適用）の児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進を支援し、当該児童の健全育成を図るため、一人親の母、父、または児童を養育する保護者に児童扶養手当を支給しています。（所得制限あり）

種別 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給者数（内支給停止者数）	400 人（22 人）	393 人（25 人）	400 人（19 人）

資料：子育て推進課調べ

Ⅲ. 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童等の福祉の増進を図るため、当該障害児を扶養する父母または養育する者に特別児童扶養手当を支給しています。(所得制限あり)

種別 \ 年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給者数	1 級障害児	34 人	35 人	34 人
	2 級障害児	45 人	44 人	46 人

資料：子育て推進課調べ

Ⅳ. 障害児福祉手当

常時介護を要する20歳未満の重度障害児に対して障害児福祉手当を支給しています。

種別 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給者数	28 人	22 人	22 人

資料：成人福祉課調べ

⑭障がい児通所給付事業(児童発達支援)

未就学の障がい児に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービスを実施しています。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	支給額
平成 25 年度	12 人	11 人	2,695,367 円

資料：成人福祉課調べ

⑮障がい児通所給付事業(放課後等デイサービス)

就学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を通し、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスを実施しています。

適用実績

	支給決定者数	利用者数	支給額
平成 25 年度	28 人	24 人	28,198,491 円

資料：成人福祉課調べ

⑯児童短期入所事業（ショートステイ）

国が定める支援費制度に基づき、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援を受けることができない期間における児童福祉施設等への入所に係る支援費の助成を実施しています。

適用実績

	利用者数	利用日数	助成額
平成 24 年度	1 人	16 日	88,000 円

資料：子育て推進課調べ

⑰児童補装具給付事業

身体障害者手帳の交付を受けている児童に対して、障害の程度や状態により、身体上の障害を補い日常生活を容易にするために必要な補装具を、国の補助基準の定めに基づき給付し、また、修理に必要な助成を実施しています。

適用実績

	種別	交付件数	助成額	修理件数	助成額
平成 25 年度	下肢装具	9 件	1,024,302 円	0 件	0 円
	座位保持装置	2 件	287,715 円	0 件	0 円
	重度難聴用耳掛型 補聴器	0 件	0 円	2 件	43,066 円
	高度難聴用耳掛型 補聴器	0 件	0 円	1 件	16,686 円
	骨導式ポケット型 補聴器	0 件	0 円	1 件	18,170 円
	車いす	4 件	817,384 円	2 件	41,838 円
	電動車いす	0 件	0 円	2 件	95,931 円
	起立保持具	0 件	0 円	0 件	0 円
	歩行器	1 件	46,906 円	0 件	0 円
	計	16 件	2,176,307 円	8 件	215,691 円

資料：成人福祉課調べ

⑱児童日常生活用具給付等事業

重度の身体障害を持つ児童について、日常生活上の便宜を図るため、障害の程度や状態により、県の補助基準の定めに基づき生活用具の給付と貸与を実施しています。

7 ニーズ調査結果から見る現状(H25 ニーズ調査結果より)

①現在の教育・保育事業の利用状況(就学前児童対象)【単一回答】

(単位:人)

		1 利用している	2 利用していない	無回答	合計 (実人数)
全 体		426 67.2%	196 30.9%	12 1.9%	634 100.0%
家 族 類 型 別	タイプA ひとり親	37 75.5%	12 24.5%	0 0.0%	49 100.0%
	タイプB フルタイム×フルタイム	210 80.5%	50 19.2%	1 0.4%	261 100.0%
	タイプC フルタイム×パートタイム	87 77.0%	23 20.4%	3 2.7%	113 100.0%
	タイプD 専業主婦(夫)	44 31.4%	92 65.7%	4 2.9%	140 100.0%
	タイプE パート×パート	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
	タイプF 無業×無業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	タイプ無回答	47 69.1%	17 25.0%	4 5.9%	68 100.0%

※%については、実人数で割り返し

②現在、利用している教育・保育事業の施設等(就学前児童対象)【複数回答】

(単位:人)

		1 幼稚園(通常 の就園時間 の利用)	2 幼稚園の預 かり保育(通 常の就園時 間を延長し て預かる事 業のうち定 期的な利用 のみ)	3 認可保育所	4 児童館・児 童センター	5 自治体の認 証・認定保 育施設	6 その他(障 がい児等施 設、地域子 育て支援セ ンターを含 む)	無回答	合 計 (実人数)
全 体		118 27.7%	17 4.0%	184 43.2%	23 5.4%	97 22.8%	130 30.5%	3 0.7%	426
家 族 類 型 別	タイプA ひとり親	8 21.6%	2 5.4%	22 59.5%	1 2.7%	6 16.2%	10 27.0%	0 0.0%	37
	タイプB フルタイム×フルタイム	53 25.2%	7 3.3%	91 43.3%	6 2.9%	60 28.6%	70 33.3%	2 1.0%	210
	タイプC フルタイム×パートタイム	24 27.6%	5 5.7%	40 46.0%	7 8.0%	15 17.2%	26 29.9%	0 0.0%	87
	タイプD 専業主婦(夫)	26 59.1%	3 6.8%	9 20.5%	4 9.1%	2 4.5%	10 22.7%	0 0.0%	44
	タイプE パート×パート	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
	タイプF 無業×無業	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	タイプ無回答	7 14.9%	0 0.0%	21 44.7%	5 10.6%	14 29.8%	14 29.8%	1 2.1%	47

※%については、実人数で割り返し

③現在、教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童対象）【複数回答】

（単位：人）

		1 （子どもの教育や発達のため、子どもの母親が父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない	2 子どもの祖父母や親戚の人がみている	3 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	4 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	5 子どもがまだ小さいため、ある程度大きくなったら利用したい	6 その他	無回答	合計 （実人数）
全体		71 36.2%	65 33.2%	22 11.2%	29 14.8%	84 42.9%	36 18.4%	1 0.5%	196
家族 類型 別	タイプA ひとり親	2 16.7%	4 33.3%	2 16.7%	3 25.0%	5 41.7%	4 33.3%	0 0.0%	12
	タイプB フルタイム×フルタイム	4 8.0%	32 64.0%	5 10.0%	8 16.0%	19 38.0%	12 24.0%	1 2.0%	50
	タイプC フルタイム×パートタイム	3 13.0%	13 56.5%	2 8.7%	4 17.4%	11 47.8%	4 17.4%	0 0.0%	23
	タイプD 専業主婦（夫）	59 64.1%	7 7.6%	10 10.9%	9 9.8%	41 44.6%	15 16.3%	0 0.0%	92
	タイプE パート×パート	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
	タイプF 無業×無業	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
	タイプ無回答	3 17.6%	9 52.9%	2 11.8%	5 29.4%	7 41.2%	1 5.9%	0 0.0%	17

※%については、実人数で割り返し

④今後利用したい教育・保育事業（就学前児童対象）【複数回答】

（単位：人）

		1 幼稚園（通常の就園時間の利用）	2 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）	3 認可保育所（市立・民間立）（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）	4 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	5 児童館・児童センター	6 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人もの）	7 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）	8 自治体の認定・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認定した施設）	9 居宅訪問型保育（ベビーカーのセンターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）	10 ファミリーサポートセンター（地域住民が子どもを預かる事業）	11 障がい児等支援施設（障がい児等に、日常生活における基本的動作の指導や訓練等を通し、自立を促進するなどの支援を行う施設）	12 その他	無回答	合計 （実人数）
全体		266 42.0%	120 18.9%	322 50.8%	67 10.6%	71 11.2%	26 4.1%	21 3.3%	50 7.9%	13 2.1%	34 5.4%	17 2.7%	18 2.8%	27 4.3%	634
家族 類型 別	タイプA ひとり親	16 32.7%	8 16.3%	25 51.0%	1 2.0%	8 16.3%	1 2.0%	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	2 4.1%	2 4.1%	5 10.2%	4 8.2%	49
	タイプB フルタイム×フルタイム	97 37.2%	49 18.8%	142 54.4%	39 14.9%	18 6.9%	16 6.1%	13 5.0%	27 10.3%	4 1.5%	12 4.6%	6 2.3%	15 5.7%	11 4.2%	261
	タイプC フルタイム×パートタイム	49 43.4%	27 23.9%	60 53.1%	11 9.7%	10 8.8%	3 2.7%	2 1.8%	5 4.4%	2 1.8%	5 4.4%	4 3.5%	9 8.0%	7 6.2%	113
	タイプD 専業主婦（夫）	86 61.4%	30 21.4%	59 42.1%	13 9.3%	24 17.1%	6 4.3%	5 3.6%	12 8.6%	2 1.4%	9 6.4%	4 2.9%	5 3.6%	1 0.7%	140
	タイプE パート×パート	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2
	タイプF 無業×無業	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	タイプ無回答	18 26.5%	6 8.8%	33 48.5%	3 4.4%	11 16.2%	0 0.0%	0 0.0%	5 7.4%	5 7.4%	6 8.8%	1 1.5%	4 5.9%	4 5.9%	68

※%については、実人数で割り返し

⑤放課後の過ごし方の希望（全児童対象）【複数回答】

【小学校低学年で希望する場所】

(単位:人)

	1 自宅	2 祖父母宅 や友人・ 知人宅	3 習い事 (ピアノ教 室、スポ 小、学習 塾など)	4 児童館	5 放課後子 ども教室	6 放課後児 童クラブ 〔学童保 育〕	7 放課後等 デイサー ビス(障 がい児支 援)	8 ファミリ ーサポー トセンタ ー	9 その他 (公民館、 公園など)	無回答	合 計 (実人数)
件 数	774	240	401	31	128	426	14	7	101	199	1293
構成比	59.9%	18.6%	31.0%	2.4%	9.9%	32.9%	1.1%	0.5%	7.8%	15.4%	

※%については、実人数で割り返し

【小学校高学年で希望する場所】

(単位:人)

	1 自宅	2 祖父母宅 や友人・ 知人宅	3 習い事 (ピアノ教 室、スポ 小、学習 塾など)	4 児童館	5 放課後子 ども教室	6 放課後児 童クラブ 〔学童保 育〕	7 放課後等 デイサー ビス(障 がい児支 援)	8 ファミリ ーサポー トセンタ ー	9 その他 (公民館、 公園など)	無回答	合 計 (実人数)
件 数	921	251	584	21	128	272	12	8	112	56	1293
構成比	71.2%	19.4%	45.2%	1.6%	9.9%	21.0%	0.9%	0.6%	8.7%	4.3%	

※%については、実人数で割り返し

⑥放課後児童クラブの利用希望（全児童対象）【単一回答】

【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】

(単位:人)

	1 低学年(1~3 年生)の間は利 用したい	2 高学年(4~6 年生)になっ ても利用したい	3 利用する必要は ない	無回答	合 計 (実人数)
土曜日	件 数	105	120	200	465
	構成比	22.6%	25.8%	43.0%	100.0%

※実人数は、利用希望を選択した者の総数、%については、実人数で割り返し

【日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望】

(単位:人)

	1 低学年(1~3 年生)の間は利 用したい	2 高学年(4~6 年生)になっ ても利用したい	3 利用する必要は ない	無回答	合 計 (実人数)
日曜・祝日	件 数	44	50	322	465
	構成比	9.5%	10.8%	69.2%	100.0%

※実人数は、利用希望を選択した者の総数、%については、実人数で割り返し

【長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望】

(単位:人)

	1 低学年(1~3 年生)の間は利 用したい	2 高学年(4~6 年生)になっ ても利用したい	3 利用する必要は ない	無回答	合 計 (実人数)
夏休み・冬休みなどの 長期の休暇期間中	件 数	209	259	666	1293
	構成比	16.2%	20.0%	51.5%	100.0%

※%については、実人数で割り返し

8 新庄市の課題

①急速な少子化の進行

近年の核家族化や女性の働き方の変化等により、出生数は昭和50年以降、減少傾向にあり特にここ10年の少子化は顕著となっており、今後も晩婚化・晩産化も相まって益々減ることが予想されます。また、全国に比べ共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しており、さらには育児休業制度の履行に至っていない状況にあります。

②教育・保育の提供体制の確保

現在、待機児童は発生していませんが、ニーズ調査にある、3歳未満児の保育に対する需要は増加傾向にあり、その受け入れに伴う施設の数や定員等については、少子化による人口動向を注視するとともに、現存する施設と新たな施設（認定こども園や地域型保育施設等）とのそれぞれの役割やバランスを考慮する必要があります。

③認可外保育施設に対する支援

新制度における給付対象となりうる保育施設は、現行の認可施設（県認可）と地域型保育施設（小規模保育や家庭的保育など）等に限定されます。現在本市には、認可外保育施設（事業所内保育施設1施設を除く）が8施設ありますが、今のままの保育形態では給付対象外となり、給付対象施設移行までの支援を引き続き行う必要があります。

④放課後児童クラブの充実

近年の共働き世帯の増加や核家族化により、放課後児童クラブを利用する児童は増加傾向にあり、また、小学校高学年の利用需要が見込まれることから、受け入れに伴う量の確保と質の充実に努める必要があります。

⑤子育て支援の充実

子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況にあります。ニーズ調査での市に対する主な意見として、「保育料が高い」「延長保育の時間を延ばしてほしい」「急なケースでも対応できる一時保育を充実してほしい」「医療費補助を拡充してほしい」「子育てに関し気軽に相談できる窓口を作してほしい」などがあり、子育て環境や支援への満足度が低いとした方の割合についても51.8%に及んでいる状況にあります。

第3章 新庄市子ども・子育て支援事業計画の理念と目標

1 基本理念

子どもは未来の宝もの みんなで育てよう

いのち輝く新庄っ子

新庄市の人口は、今では38,000人を割り込み、児童数も平成2年の国勢調査時から4割程度減少しています。このような状況にあって、地域全体として、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、新庄市の将来の担い手を育成する上で、最も重要な課題です。

子どもの成長や子育てにとって大切なこととはなにか、新庄市の未来の子育て環境として期待することとはなにか、幼稚園・認可保育所・認可外保育施設等それぞれが担う役割とはなにかを改めて見つめ直し、以下の5つの基本的視点に立って、子どもの最善の利益が実現される新庄市の未来を築いていきます。

2 基本的視点

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限尊重する視点に立った取り組みを進めます。

2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

3 社会全体による支援の視点

父母をはじめとする保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、社会全体で協力して、様々な担い手の協働による対策を進めます。

4 仕事と生活の調和の実現の視点

子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、男性も女性もともに家族としての責任を担いながらも、社会がこれを支援していき、結婚や子育てに関する希望を実現できるよう、市や企業をはじめとする関係者が連携して取り組みます。

5 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域において活動をおこなうNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

3 基本目標

新庄市の現状と課題を把握したうえで、新庄市まちづくり総合計画における個別計画と整合を図りながら、以下の5つの基本目標を掲げ推進します。

基本目標1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。そのために、幼稚園・公立私立保育所・地域型保育事業に対する支援を強化するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催など人材育成のための支援を行います。

また、小学校教育との円滑な接続・連携について推進します。

基本目標2 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、相談などを充実します。

また、手当や医療費助成を通して育児支援の充実を図ります。

基本目標3 児童虐待防止対策や障がい児等支援の充実

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がい児など特別な支援が必要な子どもの発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるように、適切な医療の提供やきめ細やかな療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

基本目標4 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

交通事故や不審者による被害をなくすための環境整備を図るとともに、地域による防犯パトロールやあいさつ運動等による啓発活動を実施します。親子が安心して利用できる遊び場や公園の整備を図るとともに、遊具などの点検整備を確実に実施し安全管理を行います。

また、地域活動や地域伝統行事など、世代を超えた交流事業を通しての子育て支援を推進します。

基本目標5 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭の両立ができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

就業の場となる企業における子育てサポート体制の確立のため、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発活動を実施します。

また、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児を担えるような意識の啓発を推進します。

基本理念

基本的視点

基本目標

子どもは未来の宝もの
みんなで育てよう
いのち輝く新庄っ子

1. 子どもの視点

2. 次代の親づくり
という視点

3. 社会全体による
支援の視点

4. 仕事と生活の調
和の実現の視点

5. 地域における社
会資源の効果的
な活用の視点

基本目標 1
子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の
一体的提供及び当該教育・保育の推進に関す
る体制の確保

- ▶ 幼稚園・認可保育所・認可外保育施設等
それぞれの役割
- ▶ 認定こども園や地域型保育事業等への
移行に必要な支援
- ▶ 質の高い教育・保育のための合同研修の
実施
- ▶ 安全・安心な施設運営の推進
- ▶ 小学校教育との円滑な接続・連携の推進
- ▶ 教育・保育の広域利用に係る連携強化

基本目標 2
安心して産み育てられる環境の整備と育児支援
の充実

- ▶ 安心して産み育てられる環境の整備
- ▶ 母子保健の推進
- ▶ 育児支援の充実（手当・医療費助成等）

基本目標 3
児童虐待防止対策の強化や障がい児等支援の充
実

- ▶ 児童虐待防止対策の強化
- ▶ 家庭児童相談事業の充実
- ▶ 障がい児等支援の充実
- ▶ 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

基本目標 4
子どもの安全確保と地域における子育て支援の
充実

- ▶ 交通安全対策の推進
- ▶ 安心して外出できる環境の整備
- ▶ 地域における子育て支援サービスの
充実
- ▶ 安心して利用できる遊び場の整備
- ▶ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ▶ 地域交流事業の推進

基本目標 5
労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるよ
うにするために必要な雇用環境の整備に関する
施策との連携

- ▶ 多様な働き方に応じた保育サービスの
充実
- ▶ 育児休業制度などの雇用環境の整備
- ▶ 男女共同による子育て意識の啓発

第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、行政区単位、教育提供単位（小学校区単位、中学校区単位）、保育提供単位など、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定します。

また、区域設定にあたって、幼稚園・保育所等それぞれの役割を考慮し、今後の人口推計、ニーズ調査結果等を分析し設定します。

2 区域設定

上記区域設定の考え方にある、諸条件等を総合的に勘案し、新庄市全域を1つの区域として設定します。



第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込み

①これまでの利用実績

単位：人(%)

項目 調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5歳保育施設 児童数(割合)	0-2歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
H23	1,865(100.0)	405(21.7)	526(28.2)	295(15.8)	639(34.3)
H24	1,809(100.0)	394(21.8)	558(30.9)	283(15.6)	574(31.7)
H25	1,765(100.0)	340(19.2)	559(31.7)	296(16.8)	570(32.3)
H26	1,707(100.0)	304(17.8)	546(32.0)	308(18.0)	549(32.2)

(各年4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

ここ最近の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約68%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後増加するものと考えられます。

②ニーズ調査による利用意向割合

単位：人(%)

	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5歳保育施設 希望数(割合)	0-2歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	634(100.0)	126(19.9)	144(22.7)	168(26.5)	196(30.9)

※H25実施のニーズ調査結果より

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、多少利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約70%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。

単位：人

項目 年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
H27	1,655	290	525	310
H28	1,629	290	520	305
H29	1,606	285	515	300
H30	1,580	280	510	295
H31	1,555	280	500	290

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

単位：人

		1年目(平成27年)			2年目(平成28年)			3年目(平成29年)			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①	量の見込み(必要利用定員総数)	290	525	310	290	520	305	285	515	300	
	量の見込み(他市町村の子ども)	3	-	28	3	-	25	3	-	22	
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	10	430	160	220	470	155	215	515	150
		教育・保育施設 (他市町村の子ども)	-	-	-	3	-	-	3	-	-
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	80	-	-	150
		地域型保育事業 (他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	15	-	-	22
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	280	-	-	70	-	-	70	-	-
		確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども)	3	-	-	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設	-	95	150	-	50	70	-	-	-
		認可外保育施設 (他市町村の子ども)	-	-	28	-	-	10	-	-	-
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

単位：人

		4年目(平成30年)			5年目(平成31年)			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①	量の見込み(必要利用定員総数)	280	510	295	280	500	290	
	量の見込み(他市町村の子ども)	3	-	22	3	-	22	
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設 (幼稚園、保育所等)	210	510	145	210	500	140
		教育・保育施設 (他市町村の子ども)	3	-	-	3	-	-
		地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	150	-	-	150
		地域型保育事業 (他市町村の子ども)	-	-	22	-	-	22
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	70	-	-	70	-	-
		認可外保育施設	-	-	-	-	-	-
		認可外保育施設 (他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-
		②-①	0	0	0	0	0	0

○確保の方策

- ・現在、給付対象外の認可外保育施設に入所している児童については、今後3年間で、認可保育所や地域型保育事業などの給付対象施設移行へ向けた取り組みを行い確保します。
- ・少子化の動向や3歳未満児の保育需要を踏まえ、公立・民間立保育所のそれぞれが担う役割を重視しながら、施設の改編や定員の見直しを行い確保します。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の人口推計から、各事業ごとに設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、各事業ごとに設定する量の見込みに対応するよう、提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

(1) 利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①利用者の個別ニーズの把握、それに基づいた情報の集約・提供、各種相談
- ②地域にある施設・事業の総合的な利用者支援
- ③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

（関係機関との連携）

実施主体は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、地域における児童相談所、保健所といった保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。

【量の見込みと確保の内容】

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
利用者支援事業	①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	②-①	0	0	0	0	0

※実施主体（場所）は、新庄市地域子育て支援センター

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の支援を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①親子の交流の場の提供 ②子育てに関する相談・助言
 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等

【取り組み状況等】

①地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数） (単位：人日)

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	4,742	3,727	4,662
パリス保育園子育て支援センター	2,017	1,915	2,103
新庄保育園子育て支援センター	764	681	742
合 計	7,523	6,323	7,507

資料：子育て推進課調べ

②子育て相談件数 (単位：件)

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	256	129	251
パリス保育園子育て支援センター	166	160	163
新庄保育園子育て支援センター	52	40	49
合 計	474	329	463

資料：子育て推進課調べ

【参考】わらすこ広場（延べ利用人数） (単位：人日)

利用者\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内利用者	43,783	40,947	34,487
郡内利用者	5,476	5,333	6,245
郡外利用者	1,829	1,793	2,601
合 計	51,088	48,073	43,333

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	7,824	7,620	7,500	7,368	7,236
	②確保の内容	7,824	7,620	7,500	7,368	7,236
	②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、主に以下の内容で妊婦健康診査を実施します。

I. 回数・実施時期

- ①初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回、②妊娠 24～35 週：2 週間に 1 回、
③妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回 合計 14 回

II. 検査項目

- 各回実施する基本的な項目
 - ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）
 - ②定期検査
 - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査
 - ①血液検査（血液型、血算、血糖、B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体、HIV 抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体）
 - ②子宮頸がん検診（細胞診）
 - ③超音波検査・・・必要に応じて
 - ④B 群溶血性レンサ球菌（GBS）
 - ⑤性器クラミジア抗原検査
 - ⑥HTLV-Ⅰ抗体検査

【取り組み状況等】

妊婦健康診査（指定医療機関実施） (単位：枚)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査（1 回目受診票）	270	292	303
妊婦健康診査（2～14 回目受診票）	2,927	3,007	3,191

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
妊婦健康診査	①量の見込み	450	450	450	450	450
	②確保の内容	450	450	450	450	450
	②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。母子保健法による新生児・乳児訪問を「こんにちは赤ちゃん事業」として位置づけ実施します。

主に以下の内容で実施します。

- ①乳児・産婦の心身の状態や養育環境の把握及び助言
- ②育児に関する不安や悩みの聴取・相談
- ③子育て支援に関する情報提供
- ④支援を必要とする家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【取り組み状況等】

乳児家庭全戸訪問

(単位：件、人、%)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	(A)	283	267	301
出生数	(B)	281	274	299
訪問率	(A/B)	100.7	97.4	100.7

資料：健康課調べ

- ・長期に里帰り先から戻ってこない場合は、里帰り先市町村に訪問を依頼しています。
- ・家庭訪問の同意が得られない場合においては、保健センターへの来所をすすめるなど、全対象者との面談に努めています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	300	300	300	300	300
	②確保の内容	300	300	300	300	300
	②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

【取り組み状況等】

養育支援訪問

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門的相談支援（延べ）	36	55	45

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
養育支援訪問事業	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	②-①	0	0	0	0	0

【参考】家庭児童相談件数

(単位：件)

相談内容\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護相談	197	338	355
保健相談	28	8	19
障害相談	99	76	48
非行相談	7	9	16
性格行動相談	51	13	1
不登校相談	38	45	29
適正相談	25	13	15
育児・しつけ相談	4	0	0
その他の相談	22	9	18
合 計	471	511	501

資料：子育て推進課調べ

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」及び夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」)

【短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

【取り組み状況等】

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」 (単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	1	4	0
利用日数	2	46	0

資料：子育て推進課調べ

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」(障がい児等支援事業) (単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	3	4	5
利用日数	20	30	150

資料：成人福祉課調べ

夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」 (単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	22	21	9
利用日数	158	130	46

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
子育て短期支援事業	①量の見込み	54	53	53	52	51
	②確保の内容	54	53	53	52	51
	②-①	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①幼稚園、保育所等の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かります。
- ②幼稚園、保育所等への送迎を行います。（徒歩のみ）
- ③通院、冠婚葬祭やリフレッシュのため児童を預かります。

【取り組み状況等】

ファミリー・サポート・センター事業

（単位：人、日）

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	13	5
利用日数	—	46	5

資料：子育て推進課調べ

○ファミサポもがみ会員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

協力会員 21名 依頼会員 15名 両方会員 1名

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
ファミリー・サポート ・センター事業	①量の見込み	15	15	15	15	15
	②確保の内容	15	15	15	15	15
	②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園の預かり保育

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児の健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行います。

②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

保育所に通年入所している児童以外の児童で、下記の利用要件を満たす場合、一時的に保育を行います。

- ・利用要件 ○保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など
- 保護者の不定期就労、リフレッシュ、買い物など

【取り組み状況等】

①幼稚園の預かり保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	5	5	5
延べ利用者	21,836	23,535	20,573

資料：子育て推進課調べ

②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	12	11	11
延べ利用者	2,142	1,416	1,896

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	①量の見込み	21,981	21,651	21,326	21,006	20,690
	②確保の内容	21,981	21,651	21,326	21,006	20,690
	②-①	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (保育所の一時保育)	①量の見込み	1,818	1,791	1,764	1,737	1,709
	②確保の内容	1,818	1,791	1,764	1,737	1,709
	②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を行います。

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに認可保育所では3時間20分～4時間枠で、認可外保育施設では3時間～5時間20分枠で延長保育を実施しています。

【取り組み状況等】

保育時間の設定区分（平成26年4月1日現在）

（単位：箇所）

区分	開設時間帯	実施施設数		
		認可保育所		認可外保育施設
		市立	民間立	
延長保育	午前6時30分～午前8時30分			1
	午前7時00分～午前8時30分			2
	午前7時15分～午前8時30分		1	
	午前7時30分～午前8時30分	3	1	4
	午前7時40分～午前8時30分			1
基本保育	午前8時00分～午前8時30分			1
	午前8時30分～午後4時30分	3	2	9
延長保育	午後4時30分～午後6時30分			1
	午後4時30分～午後6時50分	3		
	午後4時30分～午後7時00分			4
	午後4時30分～午後7時10分			2
	午後4時30分～午後7時15分		1	
	午後4時30分～午後7時30分		1	1
	午後4時30分～午後7時50分			1

資料：子育て推進課調べ

延長保育利用者数（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

区分	開設時間帯	延長保育利用者数		
		認可保育所		認可外保育施設
		市立	民間立	
延長保育	午前6時30分～午前8時30分			36
	午前7時00分～午前8時30分			93
	午前7時15分～午前8時30分		92	
	午前7時30分～午前8時30分	71	55	90
	午前7時40分～午前8時30分			8
	午前8時00分～午前8時30分			5
	午後4時30分～午後6時30分			9
	午後4時30分～午後6時50分	99		
	午後4時30分～午後7時00分			64
	午後4時30分～午後7時10分			97
	午後4時30分～午後7時15分		93	
午後4時30分～午後7時30分		78	37	
午後4時30分～午後7時50分			58	

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
延長保育事業	①量の見込み	530	526	522	518	514
	②確保の内容	530	526	522	518	514
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。

【病児対応型】

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病後児対応型】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【取り組み状況等】

病後児保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1	1	1
延べ利用者（市内）	660	610	409
延べ利用者（市外）	209	379	331

資料：子育て推進課調べ

※病児保育の実績はありません。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
病児保育事業 (病児・病後児対応型)	①量の見込み	853	840	828	814	802
	②確保の内容	853	840	828	814	802
	②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況等】

①放課後児童クラブ（公設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	3	3	3
低学年利用者数	154	133	118
高学年利用者数	0	0	0

資料：子育て推進課調べ

②放課後児童クラブ（民設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	6	6	7
低学年利用者数	91	91	102
高学年利用者数	36	45	48

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

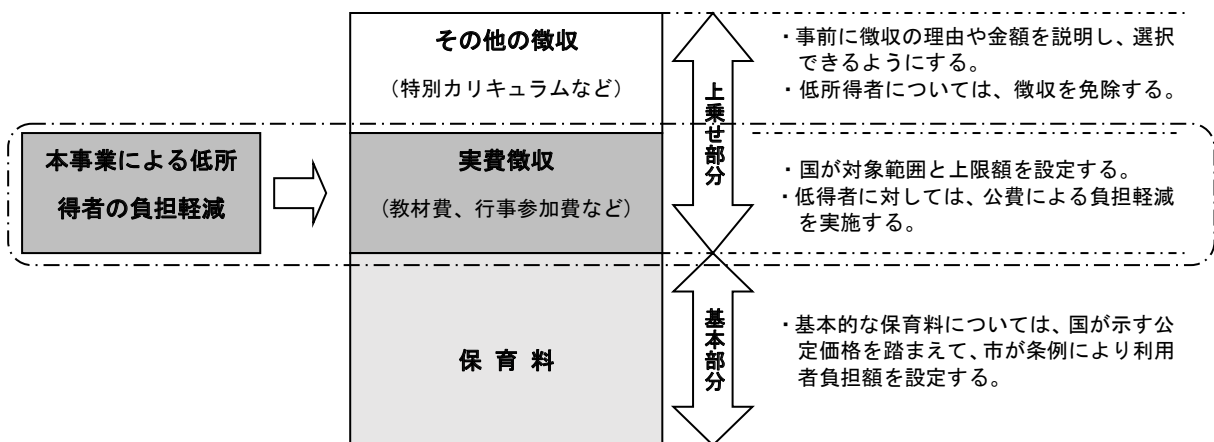
（単位：箇所、人）

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
放課後児童健全育成事業	実施施設数	10	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業 (低学年 1～3 年生)	①量の見込み	178	168	159	152	145
	②確保の内容	178	168	159	152	145
	②-①	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (高学年 4～6 年生)	①量の見込み	93	90	87	86	85
	②確保の内容	93	90	87	86	85
	②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

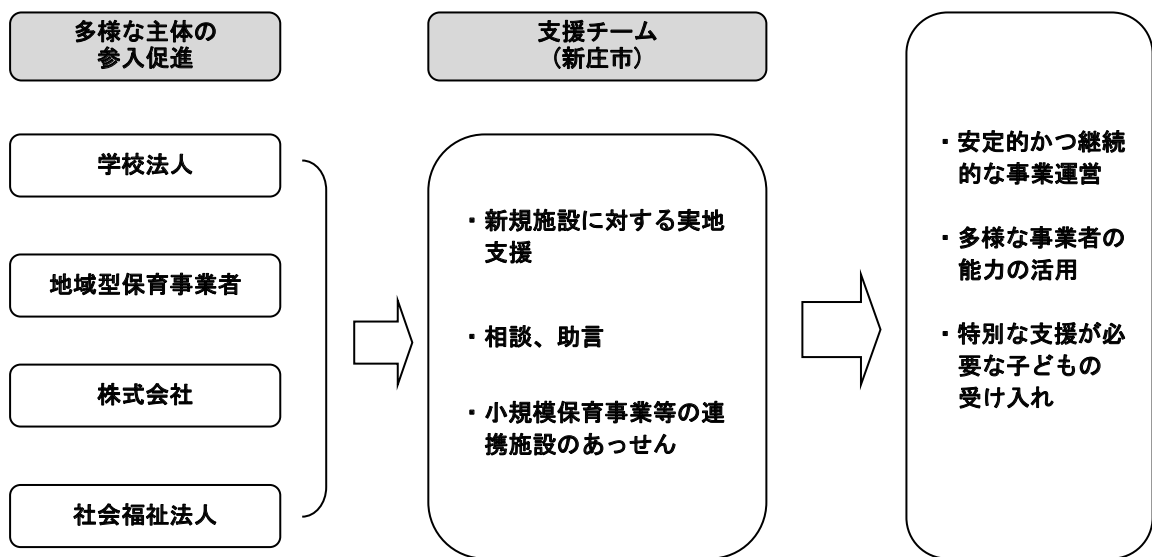
【実費徴収に係る補足給付を行う事業のイメージ図】



(13) 多様な事業者の参入を促進する事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を支援します。

【多様な事業者の参入を促進する事業のイメージ図】



第4章 基本目標に係る施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。そのために、幼稚園・公立私立保育所・地域型保育事業に対する支援を強化するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催など人材育成のための支援を行います。

また、小学校教育との円滑な接続・連携について推進します。

(1) 幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等それぞれの役割

近年、少子化や核家族化が進み、女性の就労形態も変化している中で、保育施設へ入所希望される方の割合が増加傾向にあります。特に3歳未満児の保育施設への需要については、今後も増加するものと考えられ、改めて、幼稚園、認可保育所、認可外保育施設等のそれぞれの役割を考える必要があります。

幼稚園については、現在、私立幼稚園が5箇所あり、建学の精神のもと、それぞれの教育方針に基づいて経営しています。近年は、預かり保育や延長保育など保護者のニーズにあった事業も行っています。今後は、現行の私学教育と新制度における教育・保育の共存を目指し、地域ニーズにあった幼稚園経営を推進します。

認可保育所については、現在、公立が3箇所、民間立が2箇所ありますが、少子化にあって児童数は減少傾向にあります。今後は、前述のとおり3歳未満児の保育需要を踏まえた施設の改編や定員の見直しなど行いながら、保育の提供体制確保を推進します。また、公立保育所については、民間立認可保育所・認可外保育施設を対象に支援や指導などセンター機能の役割を担ってきたところですが、更なる保育の質の向上を図るため、これまで以上にその役割を強化します。セーフティーネットとしての役割では、民間では対応が困難な障がい児など特別な配慮を必要とする児童の受け入れや養育上の特別な問題を抱える家庭への支援を強化します。

児童館・児童センターについては、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型児童厚生施設です。市内には、現在3箇所あり、幼児の集団指導による保育と一般児童の自由来館による放課後の居場所提供のほかに、地域福祉活動の拠点施設としても利用されています。今後もその役割を十分発揮できるように推進します。

認可外保育施設については、3歳未満児の保育需要が増加する中であって、認可保育所の補完的役割を担ってきたところです。市内には、現在9箇所ありますが、今後は、新制度における小規模保育事業や家庭的保育事業などを見据えた、これまで以上のきめ細やかな保育サービスを推進します。

(2) 認定こども園や地域型保育事業等への移行に必要な支援

現在の子どもの教育・保育施設等の利用状況や今後の保護者のニーズ等を十分把握したうえで、認定こども園や地域型保育事業等への移行を希望する幼稚園や認可外保育施設などからの相談に対し、それぞれの実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。また、認定こども園や地域型保育事業等へ移行するにあたり、国や県において財政支援メニューがある場合には、当該事業の周知とその活用について推進します。

(3) 質の高い教育・保育のための合同研修の実施

一人ひとりの子どもが、教育や保育で格差が生まれることのないように、幼稚園の職員及び保育所の職員が教育・保育それぞれの役割や意義を再認識することを目的に合同研修会を実施します。また、質の高い教育・保育を行うために、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへ対応できるような合同研修会を実施します。

(4) 安全・安心な施設運営の推進

保護者が安心して預けられる教育・保育施設を目指し、普段より施設の危険箇所などを把握するとともに、災害時を想定した避難訓練を定期的に行うなど、より安全で安心な施設運営を推進します。また、急病などに備えた救急対応等の研修会に参加するとともに、緊急時・災害時に備えた連絡体制の構築を図ります。

(5) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進

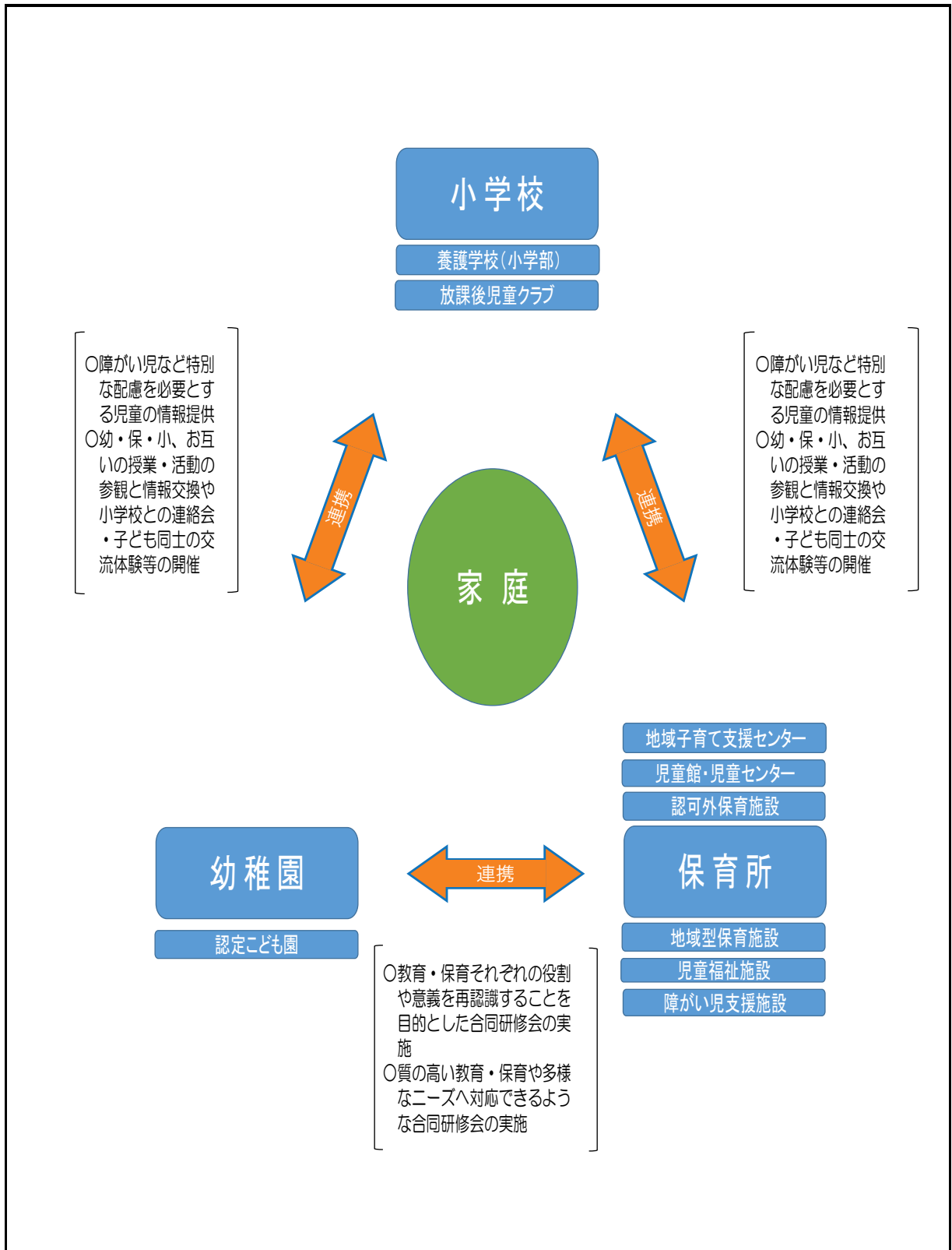
幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、幼稚園及び保育所等は、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続に努めます。具体的な取り組みとして、幼・保・小、お互いの授業・活動の参観と情報交換や小学校との連絡会・子ども同士の交流体験等を開催するなど、小学校との連携を強化します。

また、小学校児童が幼稚園・保育所等の幼児と触れ合う体験は、人間としての優しさを引き出すとともに、家族のあり方や今後の生き方を考えるうえで、意義のある体験学習の一つであり、今後とも交流事業を推進します。具体的な取り組みとして、絵本の読み聞かせや手作りおもちゃを使っでの遊びを通して交流を図ります。また、プランターなどの植栽や秋の収穫祭など自然を通じた交流を図ります。

(6) 教育・保育の広域利用に係る連携強化

近年、保護者の就労形態により、他市町村で教育・保育を希望される方は増加傾向にあり、こうしたニーズに対応するため、今後も県による広域調整を図るとともに、他市町村との連携強化を図ります。

【小学校・幼稚園・保育所等の連携図】



基本目標 2 安心して産み育てられる環境の整備と育児支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境の整備を図るとともに、妊娠前からの継続した相談支援体制を整え、出産後の乳幼児健康診査や保健指導、相談などを充実します。また、児童手当や医療費助成を通して育児支援の充実を図ります。

(1) 安心して産み育てられる環境の整備

安心して子どもを産み育てられる環境の整備、特に産婦人科・小児科の医師不足の解消は喫緊の課題であり、県や他町村及び関係機関と連携しながらその解消を目指します。また、保護者にとって、生まれてくる子どもが将来とも不安を感じることがないように、妊娠前からの継続した相談支援体制を整備します。

(2) 母子保健の推進

子どもの健全な発育・発達を促すため、育児不安を軽減し、積極的に子育てができるよう、妊娠・出産等、子どもの成長過程に応じた健康診査・保健指導・相談の充実を図ります。また、包括的な子育て支援ができるよう、医療・保健・福祉・教育の各分野との連携を密にし、母子保健を推進します。

○特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要した費用が山形県の助成の限度額を超えた夫婦に対し、1回5万円を限度として助成します。

○母子健康手帳交付

手帳交付時に、妊婦の保健指導・相談を行います。(毎週火曜日、健康課窓口)

○妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票を交付し、費用を助成します。

○母親教室(プレママ広場)

妊婦やその夫を対象に、教室を開催します。(年4回、保健センター)

○訪問指導

全出生児を対象に新生児・乳児訪問を実施します。また、乳幼児健康診査未受診児や健康診査等の結果から支援が必要と認められる乳幼児への訪問指導や、養育支援が必要な母子については、状況に応じて妊娠中から訪問を実施します。

○乳幼児健康診査

4か月児、1歳6か月児、3歳児で実施します。(月1回、保健センター)

○歯科健診

1歳6か月児、2歳児、3歳児で実施します。(月1回、保健センター)

1歳6か月児と2歳児に集団でフッ素塗布を実施します。

- 子育て教室（はじめての離乳食教室、すくすく赤ちゃん教室）（年6回、保健センター）
- 乳幼児相談
 - 定期的な健康相談・育児相談を実施します。（毎月第2・4火曜日、保健センター）
- 発達支援相談（すこやかこども相談）
 - ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。（年6回、保健センター）

（3）育児支援の充実(手当・医療費助成等)

児童手当など制度による子育て支援手当の支給や子育て支援医療費など、子育て世代への助成を継続的に行いながら育児支援の充実を図ります。

また、経済面や育児環境面でも厳しい状況にある、ひとり親家庭の支援事業を推進します。

【手当関係】

○児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度で、支給対象を0歳から中学校修了前（15歳になった後の最初の3月31日）の児童を養育している者に支給します。（所得制限による特例給付あり）

- ・ 3歳未満 15,000円(月額)
- ・ 3歳以上小学校修了前 10,000円(月額)[第3子以降は15,000円]
- ・ 中学生 10,000円(月額)
- ・ 特例給付 5,000円(月額)

【医療費助成関係】

○子育て支援医療費助成

0歳から中学生までの児童を対象に、医療費の自己負担額の全額を助成します。

○未熟児養育医療給付事業

1歳未満の未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた未熟児を対象とし、指定医療機関において、その養育に必要な医療の給付を行うことにより、未熟児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【ひとり親家庭の支援事業関係】

○児童扶養手当

父母の婚姻の解消などにより、父又は母と生計を同じくしていない18歳以下の児童を扶養している母子家庭等に、その心身のすこやかな成長に寄与するために支給します。

○ひとり親家庭医療費助成

18歳以下の児童を扶養するひとり親と児童を対象に、医療費の自己負担額を助成します。

○母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、また、扶養している児童の福祉を増進するための貸付を紹介します。

【保育施設等入所者支援事業関係】

○認可外保育施設乳幼児育成支援事業

認可外保育施設の経営安定化によって、安心・安全な保育環境の充実を図るため、認可外保育施設に対して交付基準に基づき、運営費の補助金を交付します。

○第3子以降児童の保育料免除事業

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育施設への同時入所に関わらず、第3子以降の保育料を免除基準に基づき免除します。

認可保育所、児童館等に入所する第3子以降の児童については、その保育料を免除し、認可外保育施設に入所する第3子以降の児童については、保育料を免除した施設に対し、免除した保育料全額を補助金として交付します。

【放課後児童健全育成事業関係】

○放課後児童健全育成事業関係

放課後や週末等に適切な遊びと生活の場を提供することによって、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校児童の健全育成事業を行っている民間の放課後児童クラブに対して、交付基準に基づき運営費の補助金を交付します。

【私立学校振興対策事業関係】

○私立幼稚園就園奨励費交付事業

保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立保育所と私立幼稚園の保護者負担の格差を是正するため、私立幼稚園において入園料及び保育料を減免する場合に、交付基準に基づいて補助金を交付します。

○私立幼稚園にこにこ子育て支援事業

私立幼稚園に同時に2人以上の幼児を通園させている世帯の保育料負担の軽減を図るため、私立幼稚園において2人目以上の園児の保育料を軽減する場合に、交付基準に基づいて補助金を交付します。

基本目標 3 児童虐待防止対策の強化や障がい児等支援の充実

育児放棄などの児童虐待に対して、早期に発見し適切な対応ができるように関係機関（要保護児童対策地域協議会等）と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がい児など特別な支援が必要な子どもの発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるように、適切な医療の提供やきめ細やかな療育・教育支援体制の取り組みを推進します。

（１）児童虐待防止対策の強化

育児放棄などの児童虐待への対応については、幼稚園・保育施設・学校・医療機関・地域住民などの「子どもへの虐待の気づき」と「ためらうことのない通報」を重視し、関係機関（要保護児童対策地域協議会等）の連携強化を図り、児童虐待の防止・早期発見に努めます。

（２）家庭児童相談事業の充実

児童をとりまく相談については、養育問題、放任、発達障がい、非行、不登校など件数の増加はもとより、その内容は一段と複雑多様化しています。これらに対応するため、県中央児童相談所等の関係機関と連携を密にしながら、それぞれの実情に沿った指導・支援等を行います。また、障がいのある児童のいる家庭の保護者が、悩みを一人で抱え込み、孤立してしまうことがないように、母子保健の健康診査等に携わっている保健師との連携を充実し、早期の対応に努めます。

【要保護児童対策地域協議会】

○会議の種類及び開催回数

代表者会議：年 1 回

実務者会議：年 4 回

個別ケース検討会議：随時

○会議の構成

山形県中央児童相談所、最上総合支庁子ども家庭支援課、新庄市民生委員児童委員協議会連合会及び主任児童委員会、社会福祉法人最上梅檀会双葉荘、民間立保育所、認証保育所、児童館・児童センター、市立保育所、山形県最上保健所、新庄市最上郡医師会、小中学校校長会、新庄最上地区私立幼稚園協会、新庄警察署、山形地方法務局新庄支局、新庄人権擁護委員協議会、市教育委員会、市健康課、市子育て推進課

(3) 障がい児等支援の充実

障がい児など特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域の一員として安心して生活ができるよう、適切な医療の提供やきめ細やかな療育・教育支援体制を図るとともに、関係機関・民間との連携を強化し、養育者が必要とする支援を充実します。

【市福祉事務所所管事業関係】

○居宅介護

障害者総合支援法に基づき、身体介護及び家事援助を行います。

○児童発達支援

児童福祉法に基づき、未就学の障がい児に日常における基本動作の指導や自活に必要な知識や技術の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。

○放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、就学中の障がい児が、放課後や長期の休暇中に、生活能力向上のための訓練等を通し、自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを行います。

○短期入所

障害者総合支援法に基づき、居宅で介護を行うものが、疾病その他の理由により、在宅での支援を受けることができない時に、障害者支援施設、児童福祉施設等へ短期入所し、必要な支援を行います。

○補装具給付事業

身体に障がいのある児童及び難病の児童に対し、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具に係る費用を支給します。

○日常生活用具給付事業

重度の身体障がい児や難病の障がい児に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

○特別児童扶養手当の支給進達

精神又は身体に障がいのある、20歳未満の児童に対する福祉の増進を図ることを目的とした支給制度で、手当の支給申請を市福祉事務所の窓口で行い、市が県に進達し、県知事の認定により支給します。

○障害児福祉手当の支給

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に対し、障害児福祉手当を支給します。

【市健康課所管事業関係】

○発達支援相談（すこやかこども相談）

ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。（年6回、保健センター）

【市教育委員会所管事業関係】

○専門家による発達障がいに関する巡回相談の実施

山形大学の専門教授による幼保・小・中学校への巡回相談を年間15回実施し、発達障がいの疑いのある児童への指導について支援します。

○個別学習指導員の小中学校への配置

各小中学校の実態に応じ、通常学級における配慮を要する子どもへの学習及び生活について、学級担任と連携して支援します。

○就学支援委員会の開催

年間3回開催し、専門家の意見を踏まえながら、児童生徒の適正な就学について支援します。また、関係機関や幼児教育施設等とも連携し、配慮を要する子どもの小学校就学について支援します。

○特別支援教育コーディネーター養成研修会の実施

年間6回の研修会を実施し、発達障がいを含む特別支援教育への理解と指導について支援します。

【関係機関・民間との連携強化】

障がい児等に対する療育・教育については、県をはじめとする関係機関や民間施設との連携強化を図るとともに、常に情報交換できる体制を整備します。また、公共機関及び民間で実施する支援施策の情報提供を連携して行います。

○山形県発達障がい者支援センター（県立総合療育訓練センター）（上市市）

発達障がいについての相談を行います。電話・来所などによる相談・助言・機関紹介・情報提供を行うほか、必要に応じ、総合療育訓練センターなどと連携を図りながら医学的な診断や心理的な判定を行います。

○山形県療育相談支援センター（最上学園「陽だまり」）

発達障がいの児童や気になる児童への療育と保護者の方や支援者の方の相談を行います。

①親子来園相談②保育所・幼稚園等への訪問相談③電話相談

○山形県立新庄養護学校

幼児・児童生徒の発達や学習・就学・進路などの電話・来校による相談を行います。

○山形県最上総合支庁（子ども家庭支援課）

児童の発育・発達などの電話・来庁による相談を行います。

○最上広域市町村圏事務組合教育研究センター「幼児ことばの相談室」

就学前児童のことばの遅れなどの相談を行います。（毎週火曜日から木曜日の午前中）

○子育てサポートセンター（あおぞらはうす）

発達障がいの児童に関する相談を行います。

○児童発達支援通所施設等

〔もみの木教室デイサービス事業所、あおぞらはうす、キッズサポートことばのつばさ、くれよんはうす〕

ことばの遅れなどの相談や日常生活における基本的な動作の指導などその他必要な支援や放課後等デイサービスを行います。

（４）小学校教育との円滑な接続・連携の推進

障がい児など特別な配慮を必要とする児童や養育上の特別な問題を抱える家庭については、養護教諭資格を持った職員を公立保育所に配置し、保護者への養育支援を行うとともに、小学校へ情報提供を確実にし、小学校教育との円滑な接続・連携を推進します。

基本目標 4 子どもの安全確保と地域における子育て支援の充実

交通事故や不審者による被害をなくすための環境整備を図るとともに、地域による防犯パトロールやあいさつ運動等による啓発活動を実施します。親子が安心して利用できる遊び場や公園の整備を図るとともに、遊具などの点検整備を確実に実施し安全管理を行います。

また、地域活動や地域伝統行事など、世代を超えた交流事業を通しての子育て支援を推進します。

(1) 交通安全対策の推進

交通安全対策については、区長や小中学校等からの整備要望など実情の把握に努め、警察等関係機関と連絡調整を行い、信号機、横断歩道、ガードレール、転落防止柵、道路照明灯などの交通環境の整備を推進します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

不審者による被害をなくすため、防犯灯などの環境整備を図るとともに、地域による防犯パトロールやあいさつ運動などにより、常日頃より子どもが安心して外出できる環境の整備を推進します。

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

新庄市地域子育て支援センターを中心に、子育て支援のためのネットワークづくりを推進し、子育てに関する情報の提供機能を充実します。地域の子育てサークルを育成するとともに、子育てなどの相談窓口については、誰でもどんな些細なことでも相談できるよう、親しみやすく、かつ信頼のおける専任の保育士や相談員を配置するなど人的配置を充実します。

また、最上地域の行政や子育て支援団体などで組織する「最上地域みんなで子育て応援団」をはじめ、保育ボランティア等の子育て支援者や団体と連携した活動を充実します。

【最上地域みんなで子育て応援団】

○設立の趣旨・活動

子育て支援のNPO等8団体、管内市町村、県を構成メンバーに活動してきた「もがみ子育て支援ネットワーク連絡協議会」を発展解消し、新たなメンバーを追加して平成26年度に設立。子育てを地域みんなで支えあう環境づくりを目指し、各団体や行政が連携しながら研修会やイベントの開催等を行っている。

○構成団体

NPO法人オープンハウスこんぺいとう、NPO法人くれよんはうす、NPO法人さわやかサロン、NPO法人アルカディアもがみ、NPO法人はぐくみ保育園、NPO法人ウイング、新庄市地域子育て支援センター、地域子育て支援センターたいよう、一般社団法人とらいあ、ママ・ナビ編集委員会、金山町地域子育て支援センター、最上地区保育協議会、新庄市認証保育所連絡協議会、新庄市子育て推進課、金山町健康福祉課、最上町幼児教育課、舟形町税務福祉課、真室川町福祉課、大蔵村健康福祉課、鮭川村健康福祉課、戸沢村健康福祉課、最上総合支庁子ども家庭支援課（以上本会員）

託児ネットワークきらきら、にこにこベビーホーム、最上地方民生児童委員連絡協議会、新庄市民生児童委員協議会連合会、新庄商工会議所、もがみ北部商工会、もがみ南部商工会、スタイルハート、ECCジュニア新庄本町教室、にこにこ東園（以上賛助会員）

(4) 安心して利用できる遊び場の整備

公園については、子どもたちが安心して利用できる遊び場となるよう、遊具等の安全管理を徹底し、修繕をはじめとした環境整備を図ります。また、子育て世代のみならず地域住民との交流の場となるよう、環境保全活動を推進します。

雨や冬期間などの雪を気にせず、年間を通して利用できる屋内型の児童の遊び場である「新庄わらすこ広場」については、利用者が安心して楽しい時間を過ごせるよう、遊具やおもちゃ、絵本などを充実します。また、専任の保育士を配置することにより、健全な子育て支援環境を充実します。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報化社会にあって、携帯電話やパソコンによるインターネットやゲームなどで子どもが犯罪に巻き込まれないよう、また、心身の健全な発達を阻害することにならないよう、周りの大人の様々な配慮が必要であり、地域社会全体で子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(6) 地域交流事業の推進

新庄まつりや地域のお祭りなどを通して、子どもの関わりの場を積極的につくり、地域住民との交流を推進します。また、地域の伝統行事などを通して、地域の文化や伝統を自然に学習できるような環境をつくるとともに、家族以外の地域の大人との世代を超えた交流事業を推進します。



基本目標5 労働者の職業生活・家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭の両立ができるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。就業の場となる企業における子育てサポート体制の確立のため、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発活動を実施します。

また、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児を担えるような意識の啓発を推進します。

(1) 多様な働き方に応じた保育サービスの充実

仕事と子育ての両立ができ、子育てしている人が安心して働けるよう環境整備を充実します。特に0歳児から3歳未満児の保育需要に対応した保育環境の整備を図ります。また、放課後児童クラブや放課後子ども教室については、国が定める放課後子ども総合プランに基づく市町村行動計画（次頁参照）を定め、関係機関と連携して推進します。

- ・ 0歳～3歳未満の乳幼児の保育所受入数の拡大
- ・ 第3子以降の児童（3歳未満児）の保育料免除事業
- ・ 一時保育・延長保育等の特別保育サービスの充実
- ・ 放課後児童クラブ入所を6年生まで拡大
- ・ 民間における特別保育事業・放課後児童クラブ運営などに対する補助金等の支援

(2) 育児休業制度などの雇用環境の整備

子育てしやすい職場環境の整備については、就業の場となる企業や事業主における子育てサポート体制の確立が重要であり、事業主へ育児休業制度や母体保護のための休暇制度の完全実施等について関係団体と連携をとりながら啓発活動を実施します。

(3) 男女共同による子育て意識の啓発

家庭と職場といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭内において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるよう意識の啓発を推進します。

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を維持していくためには、女性の力が最大限発揮できるよう、安全で安心な保育施設の整備や、小学校就学児の放課後等の居場所の確保が必要です。

国では、現在の「小1の壁」※8を打破するために「放課後子ども総合プラン」が策定されたところですが、新庄市においても、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、放課後子ども総合プランの行動計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市行動計画であり、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に取り組むため、全ての就学児童を対象として、これまでの取組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画」（第4次新庄市振興計画）を基本に据え、「新庄市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定めることを目的として策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間とし、平成29年度中に行動計画の見直しを行います。また、平成30年度からの2年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。

4 事業の量の見込みと確保の内容

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「新庄市子ども・子育て支援計画」第1部第3章（11）参照

(2) 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）

放課後の子どもたちが活動する場を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の実施により、子どもを地域社会の中で、心豊かに健やかに育みます。

【取り組み状況等】

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	1	2
参加延べ人数	1,651	1,896	1,891

資料：社会教育課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：箇所、人）

事業名	内容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
放課後 子ども教室	実施施設数	2	2	2	2	2
	①量の見込み（延べ人数）	1,470	1,400	1,348	1,295	1,260
	②確保の内容	1,470	1,400	1,348	1,295	1,260
	②-①	0	0	0	0	0

【用語の解説】

※8 小学校入学後、学童保育を利用できない、もしくは利用時間が短いため、仕事と育児の両立が困難となる状態。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型事業※⁹、連携型事業※¹⁰

【取り組み状況等】

(単位：箇所)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一体型実施施設数	0	0	0
連携型実施施設数	1	1	1

資料：社会教育課調べ

【量の見込みと確保の内容（平成 31 年度までの目標事業量）】

(単位：箇所)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
一体型事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
連携型事業	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0

5 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力体制の推進

教育委員会所管の放課後子ども教室運営委員会（委員として福祉部局の子育て推進課も参加）において、放課後児童クラブと放課後子ども教室、双方の役割分担を明確化するための協議・検討を行い、全ての児童が有効に活用できる体制を構築します。

6 一体型事業実施学区及び具体的な方策

平成 27 年度より萩野小学区において、放課後及び休日に小学校活動で使用していない教室、体育館等を活用し、一体型で両事業を実施します。

【具体的な方策】

- 同一小学校内での放課後児童クラブと放課後子ども教室の共通プログラムの実施（希望制）
- 両事業の職員による定期的なプログラム内容の把握及び検討
- 両事業の職員による、児童の健康面・安全面の情報共有

7 児童の安全・安心な居場所の環境整備

社会情勢や学区編成の変化、ニーズが顕著化した場合には、小学校余裕教室利用を視野に入れた一体型、連携型の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の新設・統廃合など、全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の環境整備を推進します。

また、放課後児童クラブの開所時間については、開所時間延長支援事業を活用し、地域ニーズに柔軟に対応した開所時間を目指します。

【用語の解説】

※⁹ 同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの。

※¹⁰ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。

第5章 計画の推進

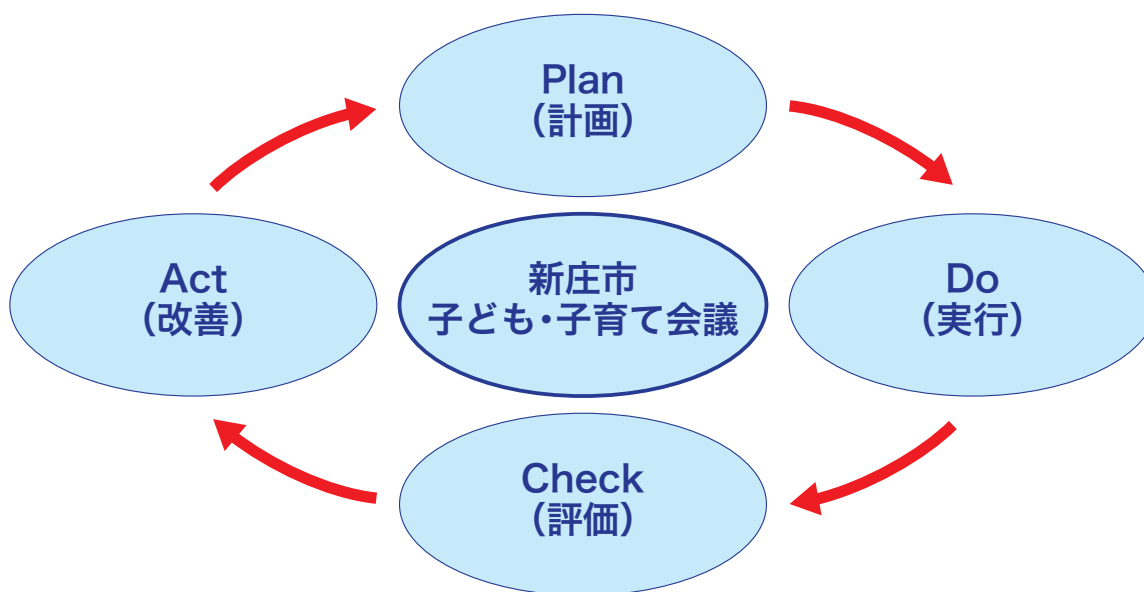
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携して、多くの方の意見を聞きながら取り組みます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に取り組みます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより実施します。本事業計画に基づく施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクル図】



3 子ども・子育て会議

計画の推進・進行管理にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく条例により設置された「新庄市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

計画の策定経過

期 日	会 議 等	内 容
H25. 6. 13	新庄市議会 ・産業厚生委員協議会	・新制度の概要について ・計画策定スケジュールについて ・「新庄市子ども・子育て会議」の設置について
H25. 9. 12	新庄市議会 ・産業厚生常任委員会	・「新庄市子ども・子育て会議条例」について
H25. 9. 20	新庄市議会 ・9月定例会	・「新庄市子ども・子育て会議条例」の可決
H25. 10. 7	新庄市子ども・子育て会議 ・第1回会議	・委嘱状の交付 ・新制度の概要について ・計画策定スケジュールについて ・ニーズ調査について
H25. 11. 6	新庄市子ども・子育て会議 ・第2回会議	・計画の位置付けについて ・ニーズ調査票の検討
H25. 12 ～H26. 1		・ニーズ調査の実施 対象：小学生以下の児童の保護者 2,000名 回答者（率）：1,293名（64.65%）
H26. 3. 17	新庄市子ども・子育て会議 ・第3回会議	・ニーズ調査の集計結果について ・計画骨子案について
H26. 5. 9	新庄市子ども・子育て会議 ・第4回会議	・ニーズ量の推計について ・計画案の内容検討
H26. 6. 19	新庄市子ども・子育て会議 ・第5回会議	・計画案の内容検討
H26. 8. 4	新庄市子ども・子育て会議 ・第6回会議	・計画案の内容検討
H26. 9. 26	新庄市子ども・子育て会議 ・第7回会議	・計画案の内容検討（計画案の取りまとめ）
H26. 11. 25	庁内会議 ・政策調整会議	・計画案の報告
H26. 12. 15	新庄市議会 ・全員協議会	・計画案（パブリックコメント公表案）の説明
H26. 12. 24 ～H27. 1. 23		・パブリックコメントの実施
H27. 2. 13	新庄市子ども・子育て会議 ・第8回会議	・計画最終案の確認
H27. 3		・計画の策定

新庄市子ども・子育て会議 委員名簿

平成 27 年 3 月 1 日現在

区 分	氏 名	所属・役職名等	備 考
学 識 経 験 者	佐藤 太郎	前新庄市区長協議会会長	会長
学 識 経 験 者	本澤 昌紀	新庄市民生委員児童委員協議会 連合会会長	副会長
教育・保育関係者	(澁江 学美)	(北辰小学校校長)	(H26.3.31まで)
教育・保育関係者	早坂 祐司	昭和小学校校長	
教育・保育関係者	(多勢 眞)	(大手幼稚園園長)	(H26.3.31まで)
教育・保育関係者	金澤 友治	金沢幼稚園理事長	
教育・保育関係者	柴田 節子	なかよしこども園園長	
教育・保育関係者	阿部 彰	パリス保育園園長	
教育・保育関係者	井上 貴恵子	中央学童保育所所長	
教育・保育関係者	三原 久美子	升形児童館館長	
教育・保育関係者	(五十嵐 恵子)	(中部保育所所長)	(H26.3.31まで)
教育・保育関係者	星川 喜代子	中部保育所所長	
教育・保育関係者	小野 広子	新庄市地域子育て支援センター所長	
子育て支援関係者	川又 真貴子	NPO 法人オープンハウス こんぺいとう理事長	
子育て支援関係者	齊藤 千恵子	NPO 法人くれよんはうす代表理事	
子育て支援関係者	涌井 朋子	ママ・ナビ編集委員会代表	
公 募 委 員	小野 恵		
公 募 委 員	大竹 伸明		

()書きは前任者、委嘱・任命時の役職等。

新庄市子ども・子育て会議 事務局名簿

平成 27 年 3 月 1 日現在

所属・役職名等	氏 名	備 考
(学校教育課課長)	(高橋 千春)	(H26.3.31まで)
学校教育課課長	長谷部 薫	
(健康課課長)	(伊藤 洋一)	(H26.3.31まで)
健康課課長	荒澤 宏二	
子育て推進課課長	板垣 秀男	
子育て推進課室長	荒澤 精也	子育て企画室
(子育て推進課室長)	(東海林 美紀)	(保育推進室) (H26.3.31まで)
子育て推進課室長	小関 紀夫	保育推進室
(子育て推進課主任)	(長倉 薫)	(保育推進室) (H26.3.31まで)
子育て推進課主査	三原 みゆき	保育推進室
(子育て推進課主査)	(伊藤 リカ)	(子育て企画室) (H26.3.31まで)
子育て推進課主任	田中 聖子	子育て企画室

()書きは前任者、委嘱・任命時の役職等。

○新庄市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、新庄市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 4 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育又は保育に関係する団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民(子どもの保護者)
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

